

◎所管事項

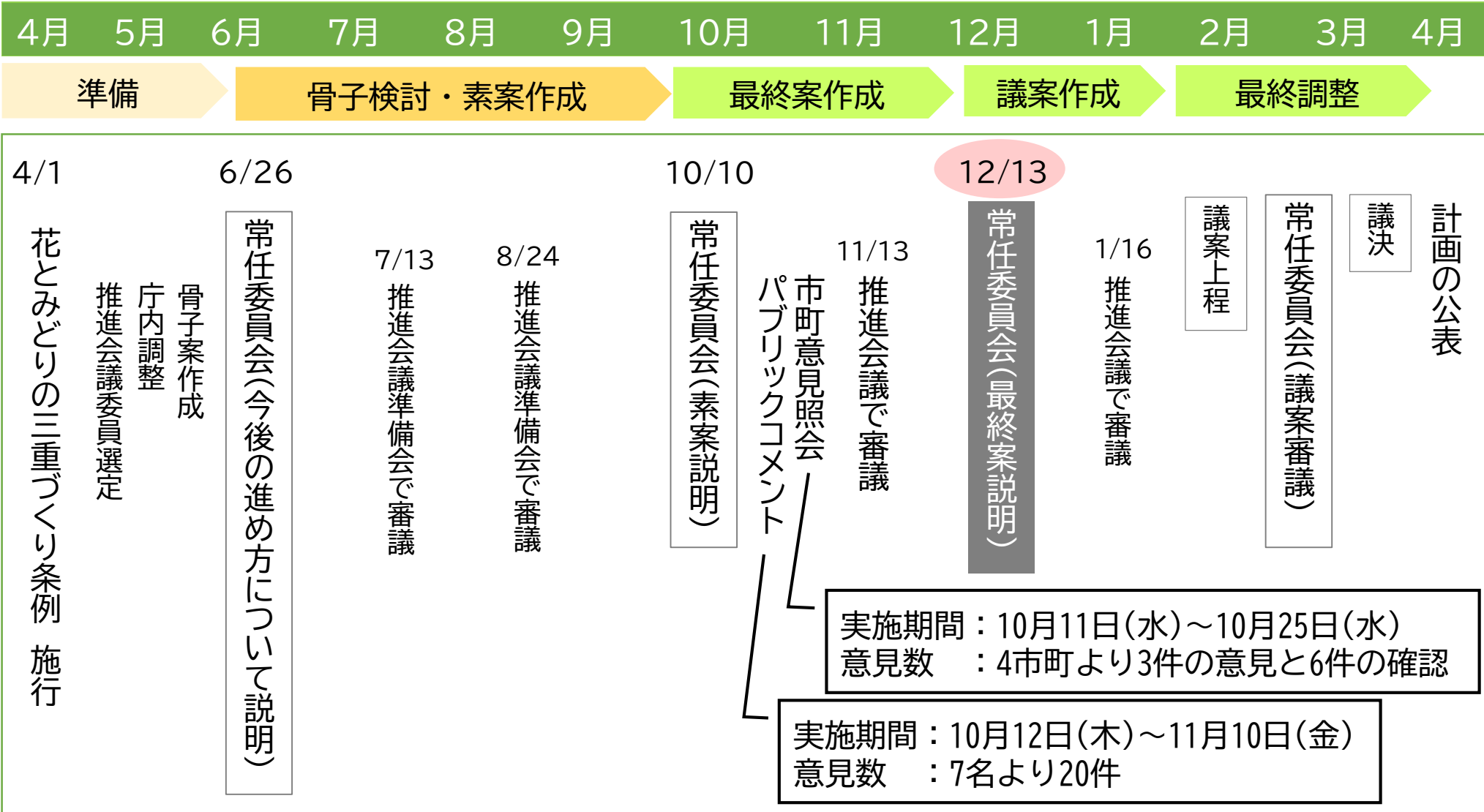
**(1)花とみどりの三重づくり基本計画(仮称)
最終案について**



1. これまでの経過と今後のスケジュール
2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称)最終案
 - * 計画の基本的な方針
 - * 10の施策
 - * 目標・推進体制
3. 素案に対する意見への対応
4. 推進会議における意見への対応



1. これまでの経過と今後のスケジュール





2. 基本計画(仮称)最終案：基本的な方針

花とみどりの三重づくり基本計画とは、「花とみどりの三重づくり条例」に基づき、花とみどりの活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間です。

基本方針

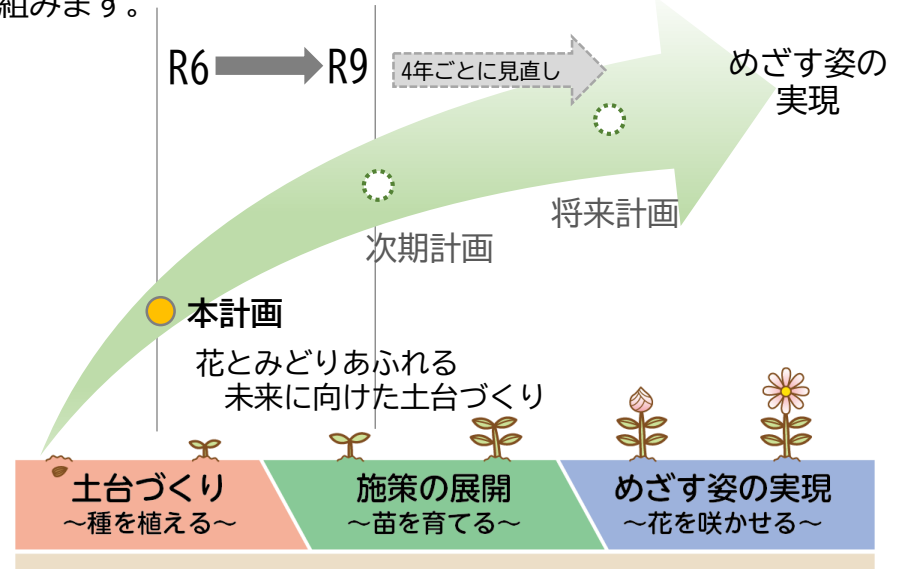
めざす姿	花とみどりで優しさあふれる 健やかなふるさと三重		
基本理念	県民及び事業者の意識の高揚等	花とみどりの効用等の有効活用	多様な主体の連携協力
取組の視点	1 花とみどりを知る 県民及び事業者等が主体的に取り組むためには、花とみどりの効用や大切さを理解することが重要であるため、情報発信やイベントを通して、「知る」機会を創出します。	2 花とみどりを魅せる 花とみどりにはさまざまな効用があり、人びとの生活にうるおいや、やすらぎを与えることができるため、公共空間等に取り入れ、県民に「魅せる」施策を推進します。	3 花とみどりでつなぐ 花とみどりを活用するためには、県、国、市町、県民及び事業者等が相互に連携し、協力関係を築くことが重要であるため、さまざまな支援をとおして多様な主体を「つなぐ」施策を推進します。
	基本的施策	10施策	

R6-R9 基本方針

花とみどりあふれる 未来に向けた土台づくり

～多くの県民が花とみどりが活用されたまちづくりを実感するために～

条例が制定されて、初めてとなる本計画の期間は、「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」をめざす4年間とし、現在各部局が取り組んでいる花とみどりに関する施策を計画に位置づけて体系的に展開するとともに、県民が花とみどりに関心を持つことができるよう気運醸成に注力して取り組みます。





2. 基本計画(仮称)最終案：10の施策

別冊 P24-66

三重県
Mie Prefecture

施策1 県有施設等における花とみどりの活用 魅せる つなぐ

- ✓ 県庁舎等における適切な維持管理や、出入り口付近への花壇の設置等
- ✓ 都市公園等の緑化推進／美化ボランティア活動への助成／公共空間の緑化推進

施策2 街路樹等の機能の発揮 魅せる つなぐ

- ✓ 県管理道路の街路樹の維持管理
- ✓ 「みえ花と絆のプロジェクト」等の協働による道路空間の管理

施策3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進 知る つなぐ

- ✓ 農業学科等を設置する県立高等学校における園芸福祉活動の実践
- ✓ 社会福祉施設等への花やみどりを活用した事例の情報提供

施策4 花とみどりの文化の振興 知る 魅せる

- ✓ 県営都市公園における花苗ポットや花の種の配布、草木の観察会を実施
- ✓ 花とみどりに関する知識普及のためのイベント等の開催

施策5 花とみどりの教育等の推進 知る つなぐ

- ✓ 子どもたちの花きに関する関心を高める花育の取組

施策6 花とみどりの名所づくりの推進 知る 魅せる

- ✓ 県営北勢中央公園での桜の名所づくり、森林公園等を活用した森林教育等の取組
- ✓ SNS・ホームページによるPRや、季刊誌「観光三重」のホームページでの情報発信

施策7 人材育成等 知る

- ✓ 花き生産者、新規就農者向けの支援
- ✓ 街路樹剪定士の資格活用についての検討
- ✓ 栽培や物流に関する実験、生産技術向上の取組

施策8 情報収集等 知る

- ✓ 花き産業振興を目的としたイベントへの支援、生産性や品質向上を図るための技術導入への支援
- ✓ ホームページ「花とみどりの情報」での情報発信

施策9 県民及び事業者の理解の増進等 知る

- ✓ 「花とみどりの日（4/18）」、「街路樹の日（11/11）」にあわせた理解促進と気運醸成のための花とみどりに親しむ機会づくり
- ✓ 花とみどりの活用につなげるためのSNSを活用した情報発信

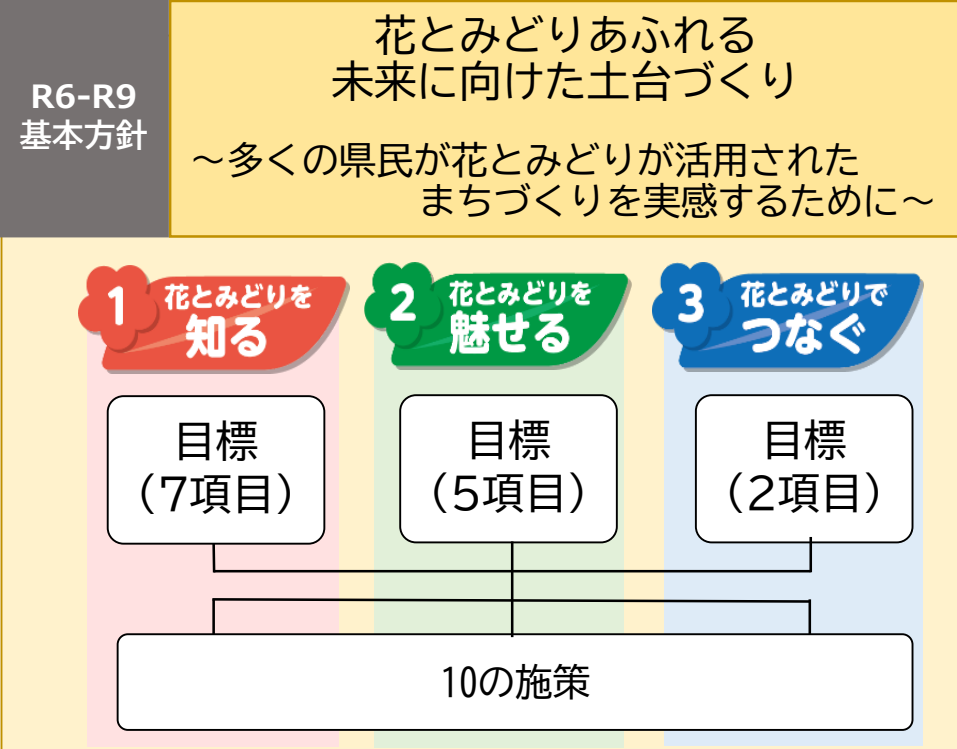
施策10 顕彰 知る つなぐ

- ✓ 花とみどりに関する表彰・コンクールの開催

目標の設定

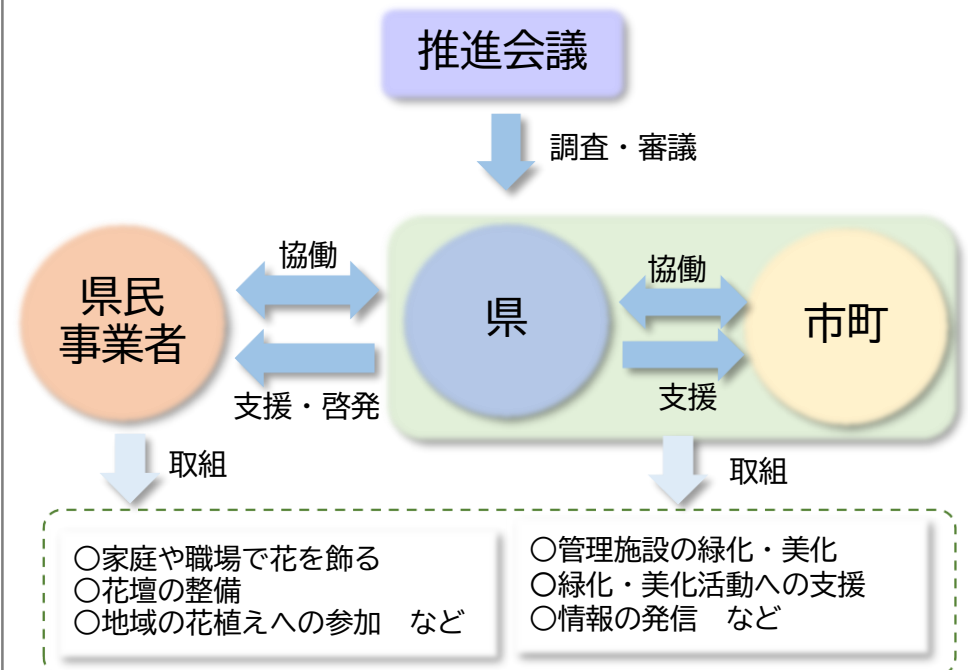
基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



推進体制

本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むことが必要です。



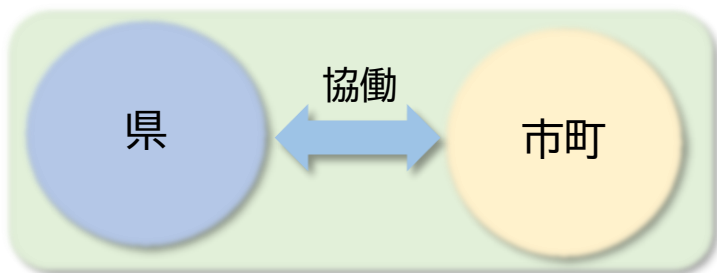
10月10日(火)
常任委員会

市町への支援について検討すること。

対応：市町の活動への支援を追記

修正前

県は、県有施設や県が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を積極的に進めるほか、花とみどりに関する情報の発信、緑化・美化活動への支援等を行い、県民及び事業者等と協働で花とみどりの活用に取り組みます。

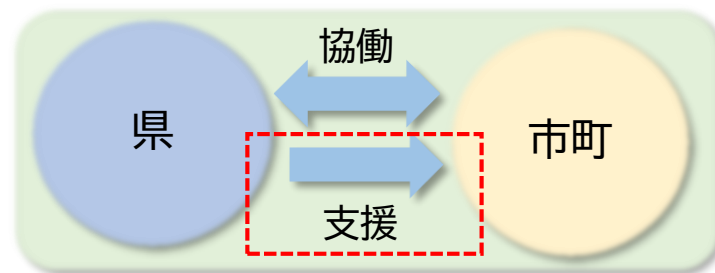


各主体の連携・協働イメージ図抜粋

修正後

県は、県有施設や県が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を積極的に進めるほか、花とみどりに関する情報の発信、緑化・美化活動への支援等を行い、県民及び事業者等と協働で花とみどりの活用に取り組みます。

また、市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、その活動を支援します。



各主体の連携・協働イメージ図抜粋



特別委員会
委員

駅前の取組や街路樹のモデル事例の設定など、目に見える成果が必要。

対応：駅前空間の積極的な緑化について追記

修正前

市町からまちづくりに関する相談の際は、地区計画制度などを活用し、施設や接道部を積極的に緑化するよう助言を行います。

修正後

市町からまちづくりに関する相談の際は、地区計画制度などを活用し、**まちの中心である駅前空間**やさまざまな施設を積極的に緑化するよう助言を行います。

四日市市の駅前空間における花とみどりの活用例を追記。



イメージ図：四日市市提供



特別委員会
委員

道路沿いに自宅や会社がある方が、自ら街路樹の落ち葉の清掃や除草をしようという意識につながる啓発をしてほしい。

対応：

県職員が自ら率先して、庁舎周辺の美化ボランティア活動を行っています。

このような活動や協働による道路空間づくりを通じて、道路沿いに自宅や会社がある方を含めた県民の自主的な維持管理につながるよう花とみどりの大切さ、効果について啓発を行います。



みえ花と絆プロジェクト



美化ボランティア
活動助成事業

取組



除草委託事業



ふれあいの道事業



3. 素案に対する意見への対応

パブリックコメント

実施期間：10月12日(木)～11月10日(金)

7名より20件の意見が提出されました。

基本計画の項目	意見数
計画全般	2
第1章 はじめに	1
第2章 花とみどりを取り巻く状況	6
第3章 計画の基本的な方針	2
第4章 基本的施策の展開	7
第5章 計画の実現に向けて	2
合計	20

対応区分	意見数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	7
② 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	13
合計	20



3. 素案に対する意見への対応

市町意見照会

実施期間：10月11日(水)～10月25日(水)

4市町より3件の意見の提出及び6件の計画内容の確認がありました。

基本計画の項目	意見数
計画全般	
第1章 はじめに	
第2章 花とみどりを取り巻く状況	
第3章 計画の基本的な方針	
第4章 基本的施策の展開	2
第5章 計画の実現に向けて	1
意見	3

対応区分	意見数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2
② 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	1
合計	3



4. 推進会議における意見への対応

第1回花とみどりの三重づくり推進会議

11月13日(月)に、第1回花とみどりの三重づくり推進会議を開催しました。
パブリックコメントや市町からの意見を反映した最終案を示し、ご審議いただきました。
会議での意見を踏まえ、本日お示しする最終案となっております。



花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）
最終案

三重県

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の経緯	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	本計画における「花とみどり」の定義	3
5	花とみどりの効用	4
第2章	花とみどりを取り巻く状況	5
1	近年の社会情勢	6
2	県内の花とみどりの状況	9
第3章	計画の基本的な方針	19
第4章	基本的施策の展開	23
	【基本的施策1】 県有施設等における花とみどりの活用	25
	【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮	32
	【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進	37
	【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興	40
	【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進	44
	【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進	49
	【基本的施策7】 人材育成等	52
	【基本的施策8】 情報収集等	56
	【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等	58
	【基本的施策10】 顕彰	64
第5章	計画の実現に向けて	67
1	目標の設定	68
2	計画の推進体制	72
3	各主体の役割	72
4	計画の進捗管理	75
	参考資料	77

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の経緯

三重県は、海や山の豊かな自然に恵まれており、それぞれの地域において、地域特性に合わせて花とみどりの文化が醸成され、古くから花やみどりを身近に感じながら生活が営まれてきました。

しかし、近年では、都市化の進展や生活様式の変化などにより、花やみどりを身近に取り入れる機会や、緑化・美化に関する地域づくりに参加する機会も少なくなってきました。

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、癒しを与える効果、良好な景観形成につながる効果等があります。そのため、日々の生活の中で花とみどりに触れる機会を持つことで、生活にうるおいや、互いを思いやる優しさがあふれ、人との交流につなげることができます。

そこで、本県では、花とみどりのさまざまな効果を有効活用し、多様な主体との連携のもと、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」の実現をめざすため、令和5（2023）年4月に「花とみどりの三重づくり条例」（以下「条例」という。）が施行されました。

これからは、県民一人ひとりが花とみどりの意義をあらためて認識した上で、県、国、市町、県民及び事業者等が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に花とみどりに関する取組を進めていくことが期待されています。

このことから、花とみどりの活用をきっかけとした人びとの交流を、地域づくりへつなげるとともに、心豊かな健やかなまちづくりに向けて、花とみどりに関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、「花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）」（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第19条に基づく基本計画として位置づけています。

3 計画期間

令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間とします。

※条例附則第3項にて、条例の規定については条例施行後おおむね4年ごとに検討すること記されているため、計画期間を4年間としています。

4 本計画における「花とみどり」の定義

本計画における「花とみどり」は、条例と同様、「観賞用の植物」、「街路樹等」と定義します。

花とみどり



観賞用の植物

切り花、鉢物、花木類、球根類、
花壇用苗もの、芝類 等



街路樹等

街路樹その他良好な景観の形成
に資する植物

5 花とみどりの効用

花やみどりには、さまざまな効果があると考えられています。以下に、本計画で花とみどりに期待する主な効果を示します。

癒しを与える効果

身の回りに花やみどりを飾ることにより、人に癒しや、やすらぎを与える効果が期待できます。また、花やみどりには緊張を和らげ、ストレスを軽減する効果があり、血圧低下、睡眠促進、免疫力向上等の健康増進につながると考えられます。

景観形成につながる効果

街路樹や身近な公園などの花とみどりは、良好な景観を形成し、地域にうるおいや愛着を与えてくれます。また、地域の自然や歴史・文化が生み出す美しい景観は、花とみどりの名所づくりにもつながります。

交流を促進する効果

花やみどりを介在することにより、人との会話が増え、コミュニケーションを支援する効果があります。また、花壇等の植栽や手入れを通じて地域社会の絆を形成、維持、強化する効果も期待できます。

道路緑化による効果

街路樹等のみどりは、良好な道路景観を形成するとともに、歩行者等に木陰を提供し、通行の快適性を向上させる効果があります。また、街路樹の良好な景観は、地域の価値を向上させ、住みやすいまちづくりに貢献します。

第2章 花とみどりを取り巻く状況

第2章 花とみどりを取り巻く状況

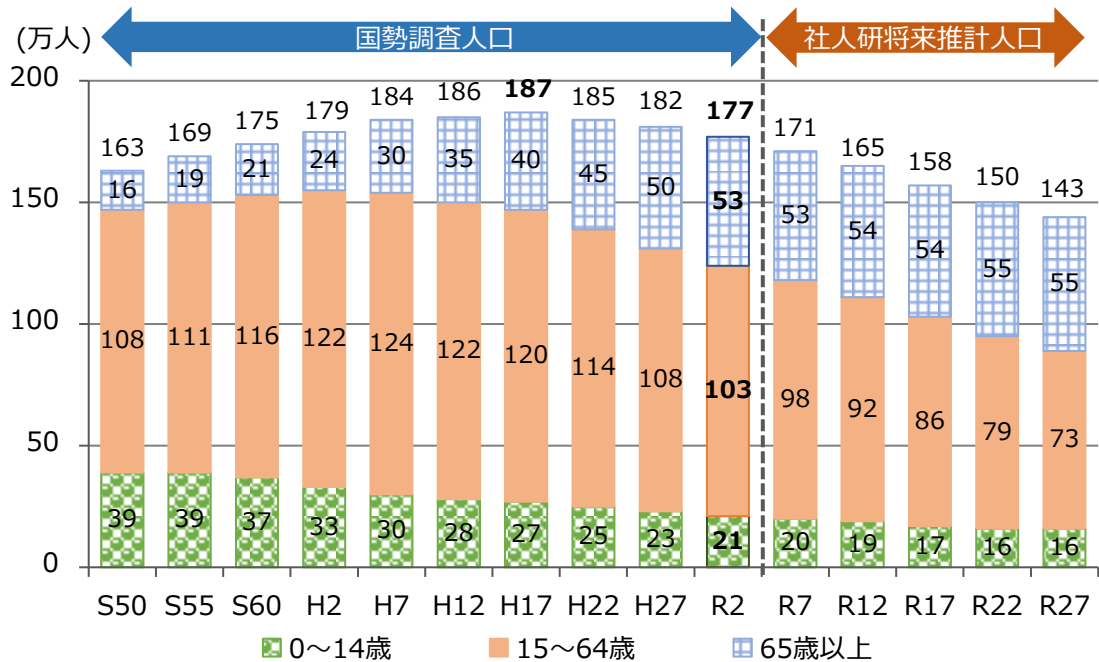
1 近年の社会情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少に転じており、未だ世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に突入しています。2055 年には、人口が現在の約 3 割（約 3.6 千万人）減少し、65 歳以上の高齢者が総人口の約 4 割を占めると予測されています。

本県においても、県内人口は平成 19（2007）年をピークに減少に転じ、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年の 5 年間に約 4 万 6 千人減少しました。今後も高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。

【三重県の人口推移】



資料：国勢調査（S50～R2）、社人研推計（R7～R27）

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

貧困、紛争、感染症、気候変動、資源の枯渇等、世界が数多くの課題に直面する中、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

SDGsの実現に向け、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性の保全等国内外でさまざまな取組が進められています。数多くの企業、団体がSDGsに取り組んでおり、本県においても、協力企業等を「三重県SDGs推進パートナー」として登録し、支援しています。

(3) 脱炭素、カーボンニュートラルの推進

令和2(2020)年10月に、政府により2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことが宣言され、温室効果ガスの排出削減対策や、森林の保全等吸収源対策の取組が強化されています。

本県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和3(2021)年3月策定、令和5(2023)年3月一部改定)に基づいて、吸収源対策として森林の保全(適切な森林整備と多様な森林づくり、県産材の利用促進)や緑地保全・緑化推進(開発行為による負荷の低減、緑化活動)等に取り組んでいます。

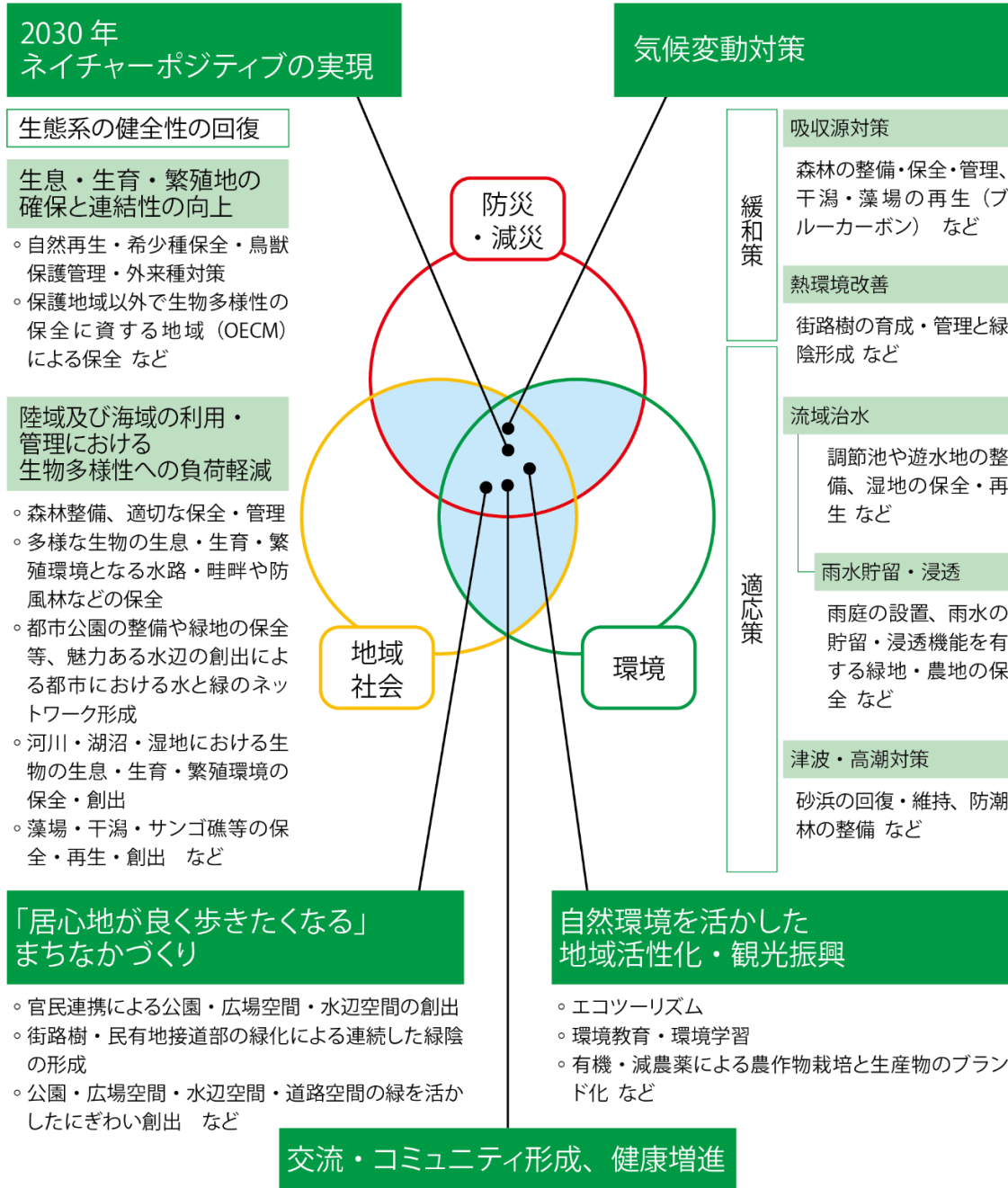
(4) 「グリーンインフラ」に関する取組

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組」のことで、「第三次国土形成計画」(令和5(2023)年7月閣議決定)においても、これらの取組を推進するとしています。

地球温暖化・ヒートアイランド現象の緩和や、自然災害への対応、良好な生活空間の形成など、地域課題の解決を図る観点からグリーンインフラの活用が期待されており、都市における緑を活用した空間づくりなどの取組が行われています。

【グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題と取組例】

グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題と取組例



資料：グリーンインフラ実践ガイド
(令和5(2023)年10月 国土交通省総合政策局環境政策課)の掲載図を加工

2 県内の花とみどりの状況

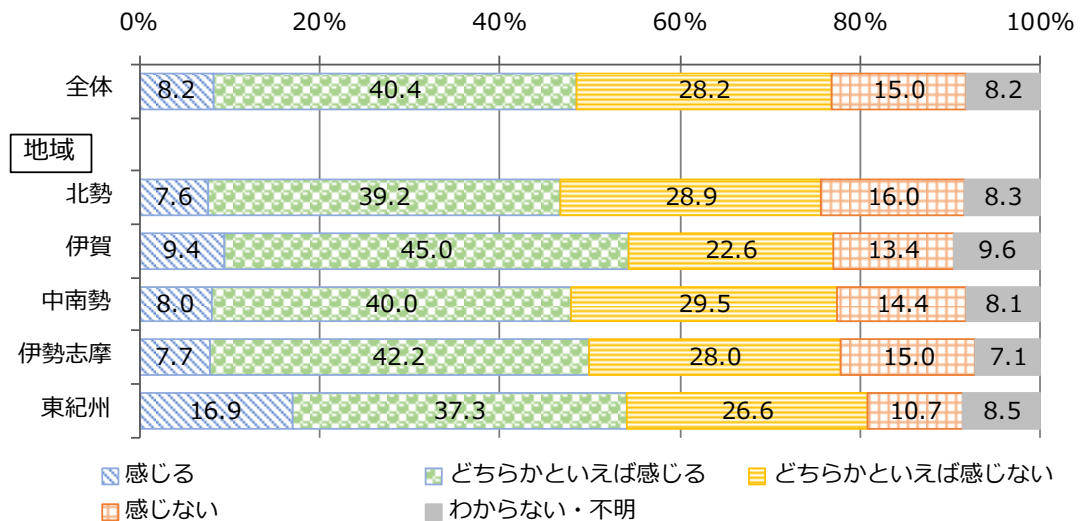
(1) 県民の意識・活動状況

①身近な自然や環境が守られているかどうかの実感

第11回みえ県民意識調査の結果から、身近な自然や環境が守られていると実感している県民（「感じる」＋「どちらかといえば感じる」）は全体の約半数を占めています。

また、地域別では、伊賀地域や東紀州地域で実感している県民の割合が比較的高くなっています。

【身近な自然や環境が守られていると感じる県民の割合】



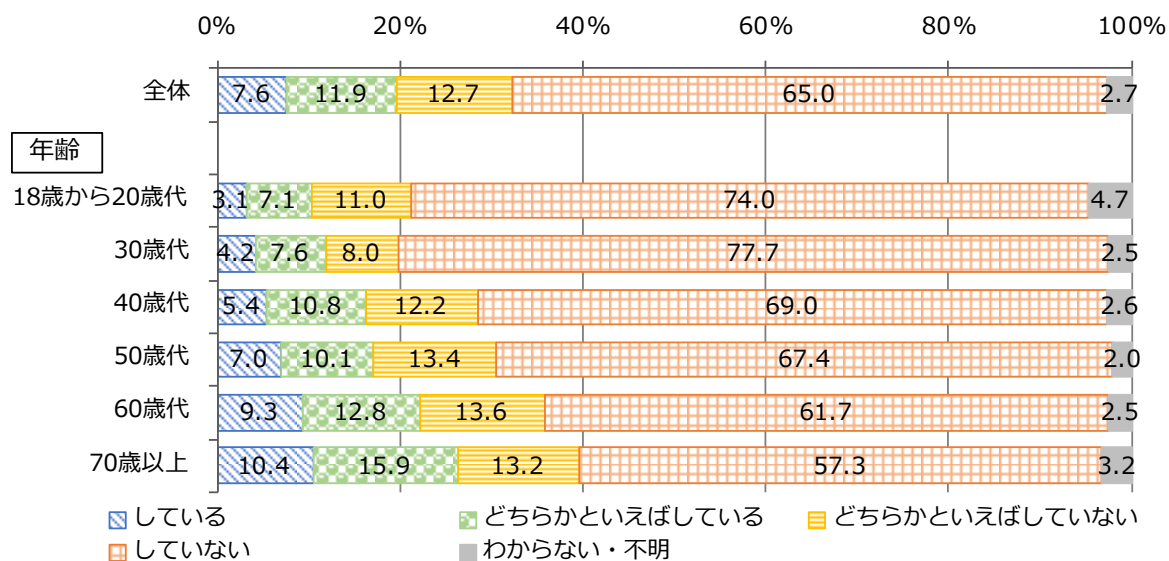
資料：「第11回みえ県民意識調査」（令和4（2022）年6月 三重県）

②地域活動等への参加状況

第 11 回みえ県民意識調査の結果から、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をよりよくするための活動への参加状況は、「している」「どちらかといえばしている」を合わせて約 20%程度にとどまっています。

また、年代別にみると、年代が高いほど参加している割合が高くなっています。

【県民の地域活動等への参加状況の割合】



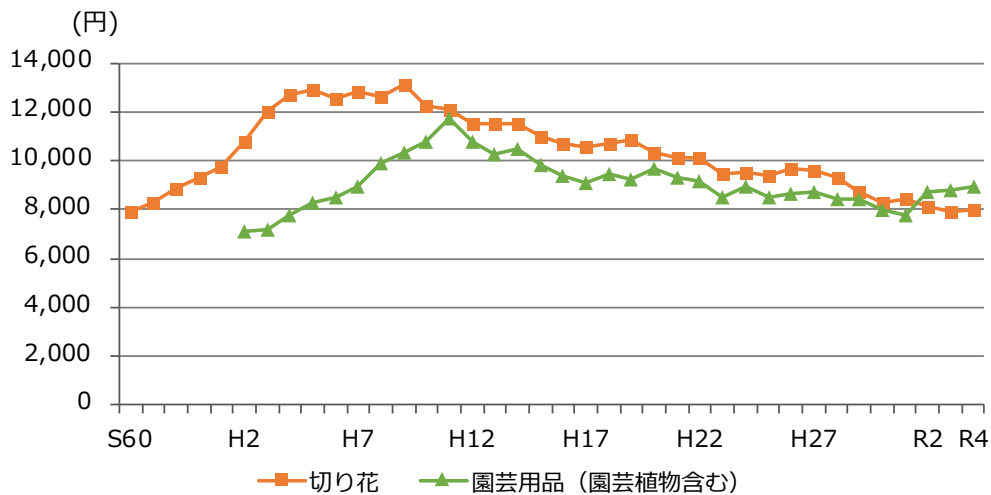
資料：「第 11 回みえ県民意識調査」（令和 4（2022）年 6 月 三重県）

③切り花・園芸用品（園芸植物含む）の1世帯あたりの年間購入額

切り花・園芸用品（園芸植物含む）の1世帯あたりの年間購入額をみると、長期的に見て減少傾向が続いています。

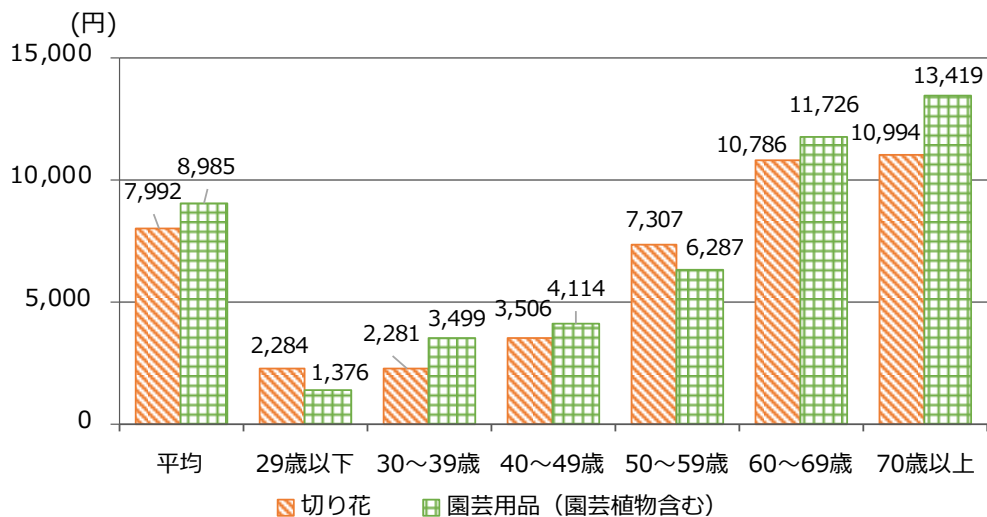
また、世帯主の年齢別で見ると、60代以上の購入金額が高く、20代から40代の購入金額が低くなっています。

【全国の切り花・園芸用品（園芸植物含む）の1世帯あたり購入額の推移】



資料：総務省「家計調査」

【全国の世帯主年齢別年間購入額（令和4（2022）年）】



資料：総務省統計局「家計調査」

(2) 本県の景観の特性

本県は、伊勢湾等の海や、志摩半島のリアス海岸等の海岸線、鈴鹿山脈等の山、宮川等の河川といった豊かな自然景観に恵まれているとともに、熊野古道等の歴史・文化に彩られた景観や山間部の棚田等の地域産業が生み出す景観が自然と調和し、みどりに囲まれた良好な景観を形成しております。

これらの景観は、花とみどりの名所づくりをはじめ、花とみどりの活用の推進に寄与することが期待されます。



志摩半島のリアス海岸



熊野古道

資料：「三重県景観計画」（平成 29（2017）年 1 月 三重県）より抜粋

クマノザクラ

クマノザクラは紀伊半島南部の山間部などに咲く桜です。

これまで早咲きのヤマザクラと認識されていましたが、平成 28（2016）年からの調査の結果、新種と判明しました。国内に分布する野生種として、1915 年のオオシマザクラ以来およそ 100 年ぶりに発見された新種となります。

クマノザクラの植樹にも取り組まれている地域団体もあり、こうした活動が各地でさらに広がることで、クマノザクラの知名度が上がり、全国からも多くの方が訪れるようになることが期待されます。

コラム

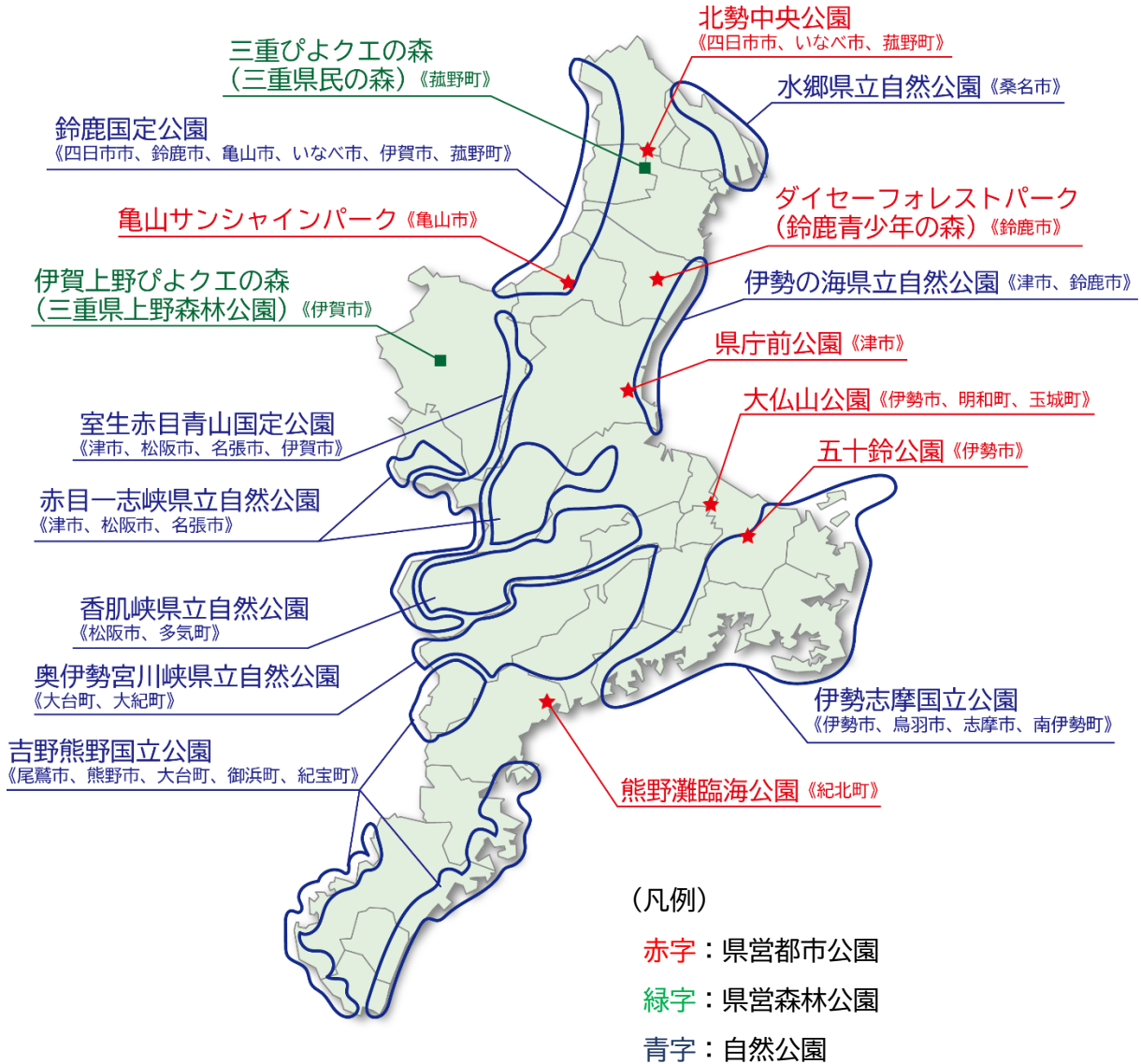


紀宝町に自生する
クマノザクラ

(3) 県営都市公園等の現状

県内には県営都市公園、県営森林公園や自然公園などの多くの公園があります。これらの公園は、県民の憩いの場、運動やレクリエーションの場として親しまれているほか、花とみどりの活用の推進に寄与することが期待されます。

【県営都市公園等一覧】



(4) 街路樹の維持管理の現状

県管理道路では、クスノキ、ケヤキ、イチヨウ等の高木やツツジ類、シャリンバイ類等の中低木が街路樹として植栽されており、良好な道路景観の形成や沿道環境の向上等に寄与しています。

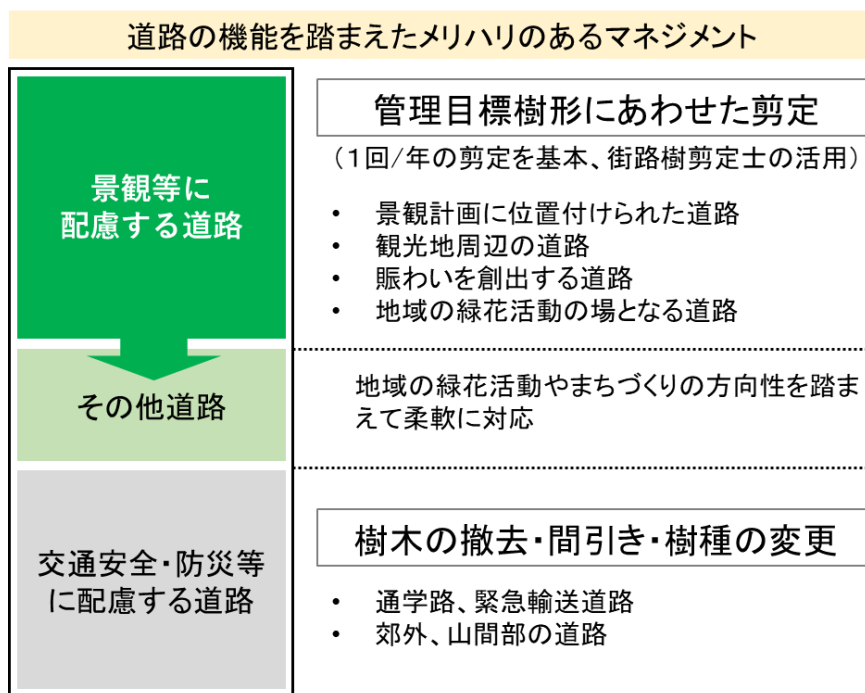
良好な道路景観を維持し、倒木等の被害を防止するため、剪定を適切に行う人材や、除草のための維持管理費が必要です。

県では、街路樹が有するさまざまな機能をより効果的に発揮させるため、「三重県街路樹マネジメント方針」（令和4（2022）年3月）を策定し、「景観に配慮する道路」、「交通安全・防災等に配慮する道路」、「その他道路」の3つに区分に応じた街路樹の適切な維持・管理等に取り組んでいます。

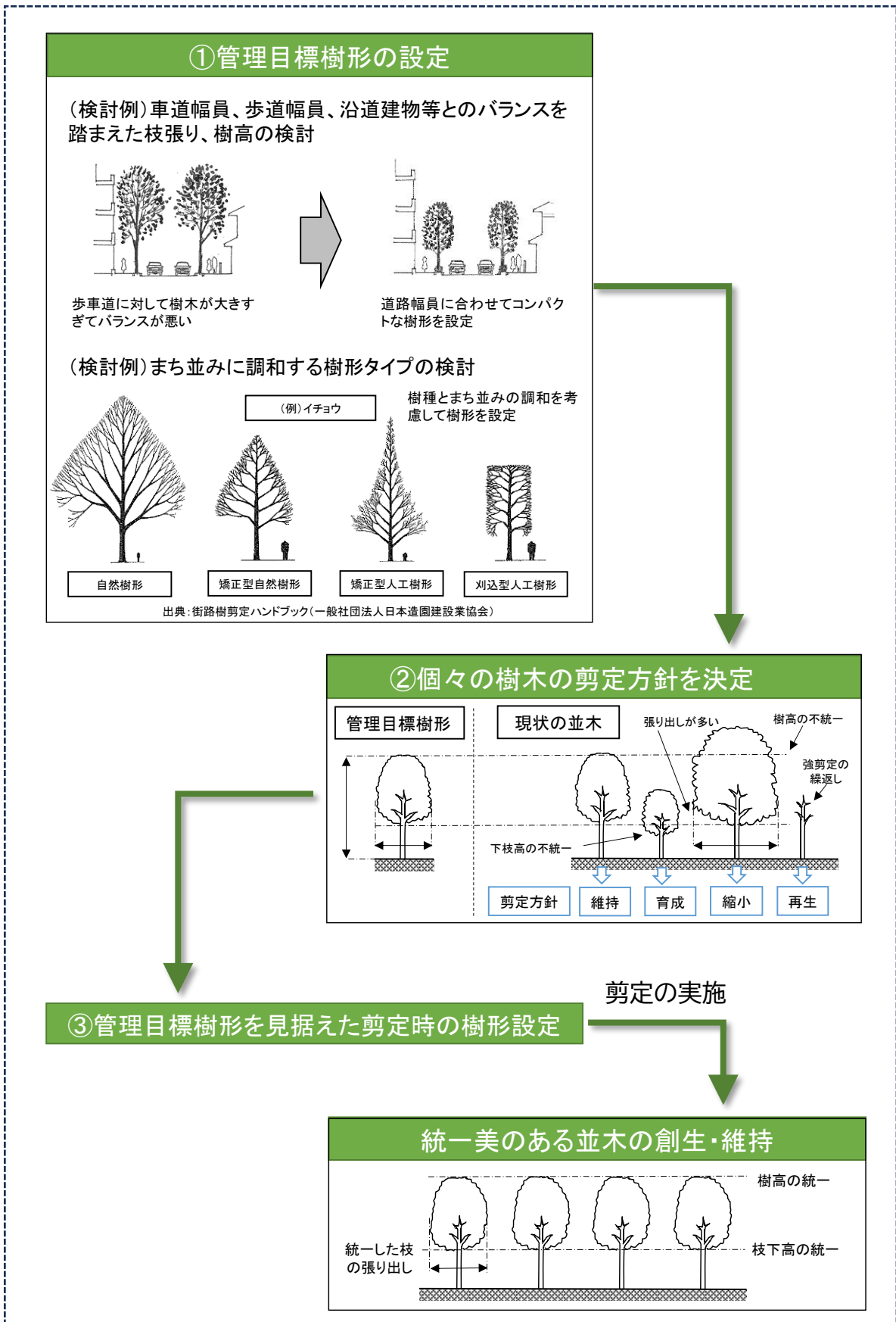
街路樹の剪定にあたっては、まちなみ等に合わせて路線にふさわしい樹形を設定する「管理目標樹形」を設定して、道路景観の形成や街路樹の機能の維持等に努めます。

なお、本指針による街路樹のマネジメントについては、地域の理解を得ながら段階的に実施し、令和12（2030）年頃までに県内全域での実現をめざします。

【三重県街路樹マネジメント方針の概要】



【管理目標樹形の設定と街路樹の剪定フロー】（参考例）

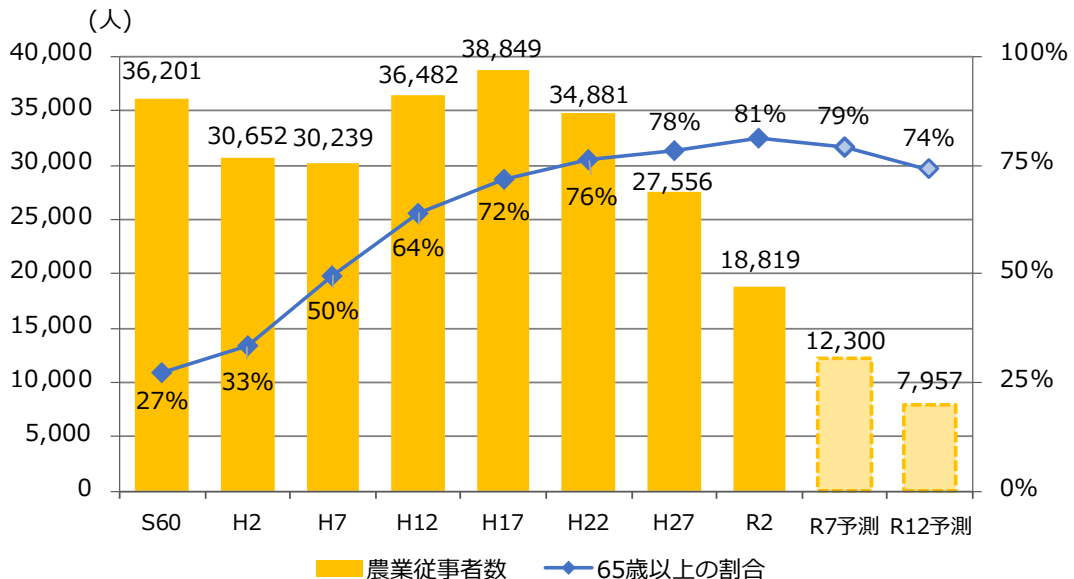


(5) 花き産業の現状

①農業従事者（花き生産者含む）の推移

花き生産者を含む農業従事者数は平成 17（2005）年以降大きく減少しており、今後も減少が続くと予測されています。また、農業従事者の高齢化も進んでいます。

【三重県の農業従事者数予測】

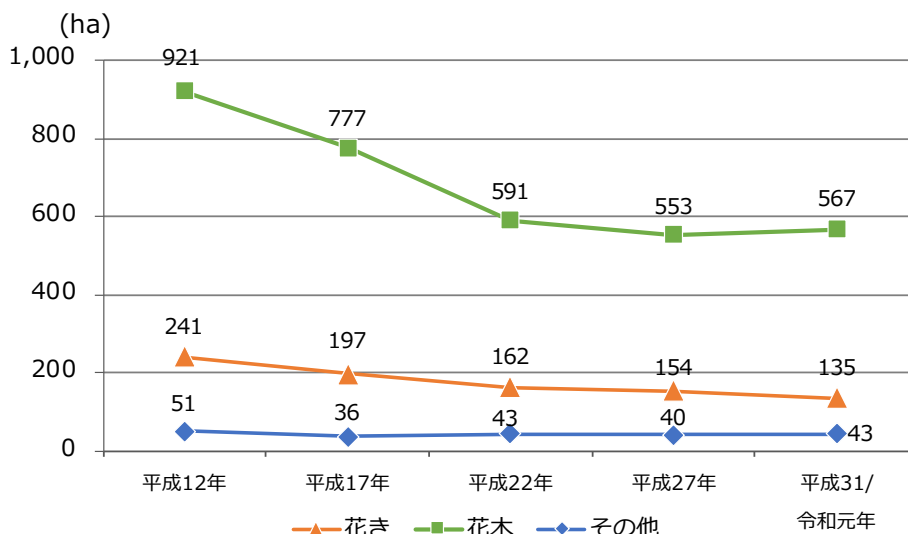


資料：農林業センサス、「強じんな美し国ビジョンみえ」（R 7 予測、R 12 予測）

②花きの作付面積の推移

花き作付面積は減少傾向が続き、過去 20 年の間に半数近くまで減少しています。一方、花木作付面積は、平成 22（2010）年までは大きく減少しましたが、近年は横ばい状態にあります。

【花き作付面積の推移】

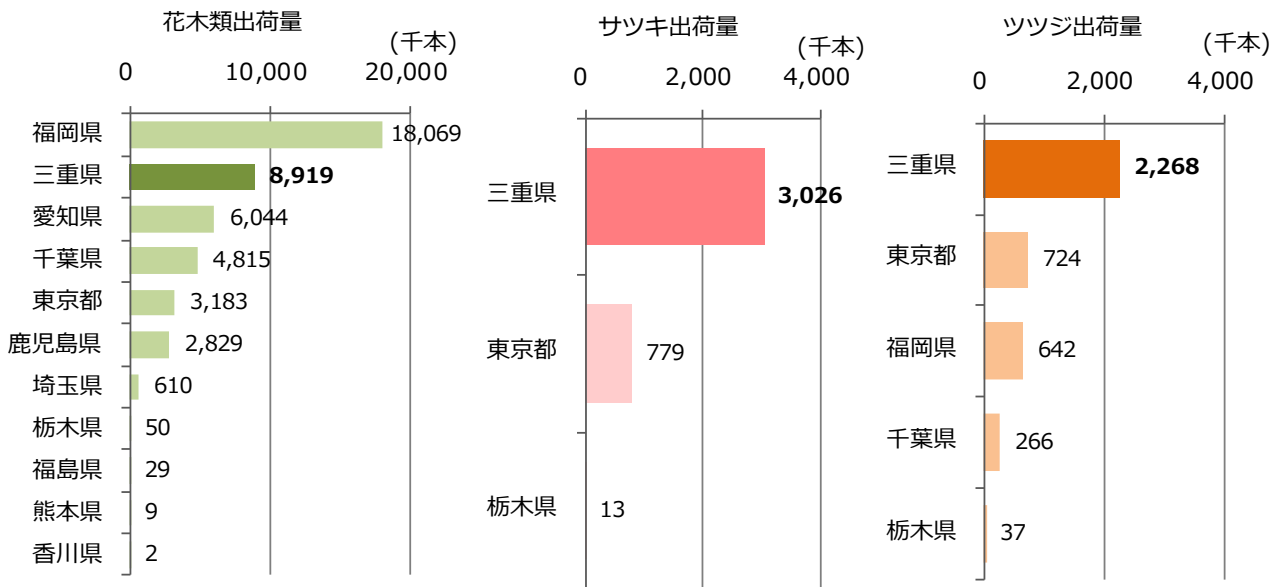


資料：三重県統計書（農林水産省「花木等生産状況調査」等）

③本県を代表する花木類

本県においては、花木類の生産が盛んで、花木類の令和2(2020)年の出荷量は全国2位となっています。花木類のうち、サツキ、ツツジが多く生産されており、作付面積、出荷本数、産出額とも全国1位となっています。

【主産県における花木類出荷量の比較】



資料：農林水産省「花木等生産状況調査」(令和2(2020)年)



本県を代表する花木類 (サツキ)



本県を代表する花木類 (ツツジの栽培風景)

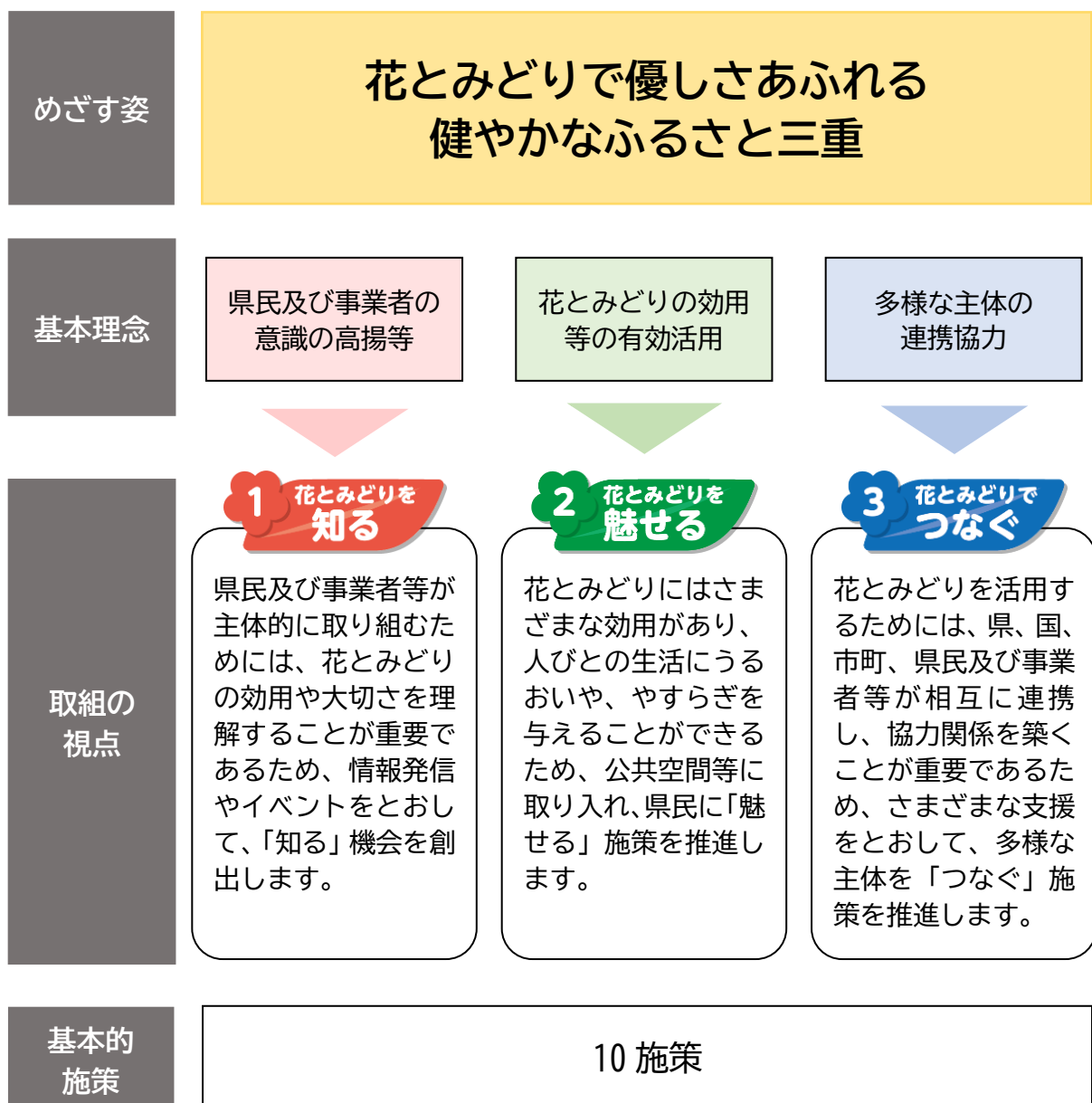
第3章 計画の基本的な方針

第3章 計画の基本的な方針

条例がめざす「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」の実現に向け、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、協力して効果的に取組を進めていく必要があります。

取組にあたっては、条例で定める基本理念をふまえた取組の視点を設定し、幅広い分野に関わる花とみどりの施策を推進していきます。

【めざす姿の実現に向けた取組イメージ】



本計画では、前述の施策の推進等にあたり、基本方針を次のとおりとします。

R6～R9
基本方針

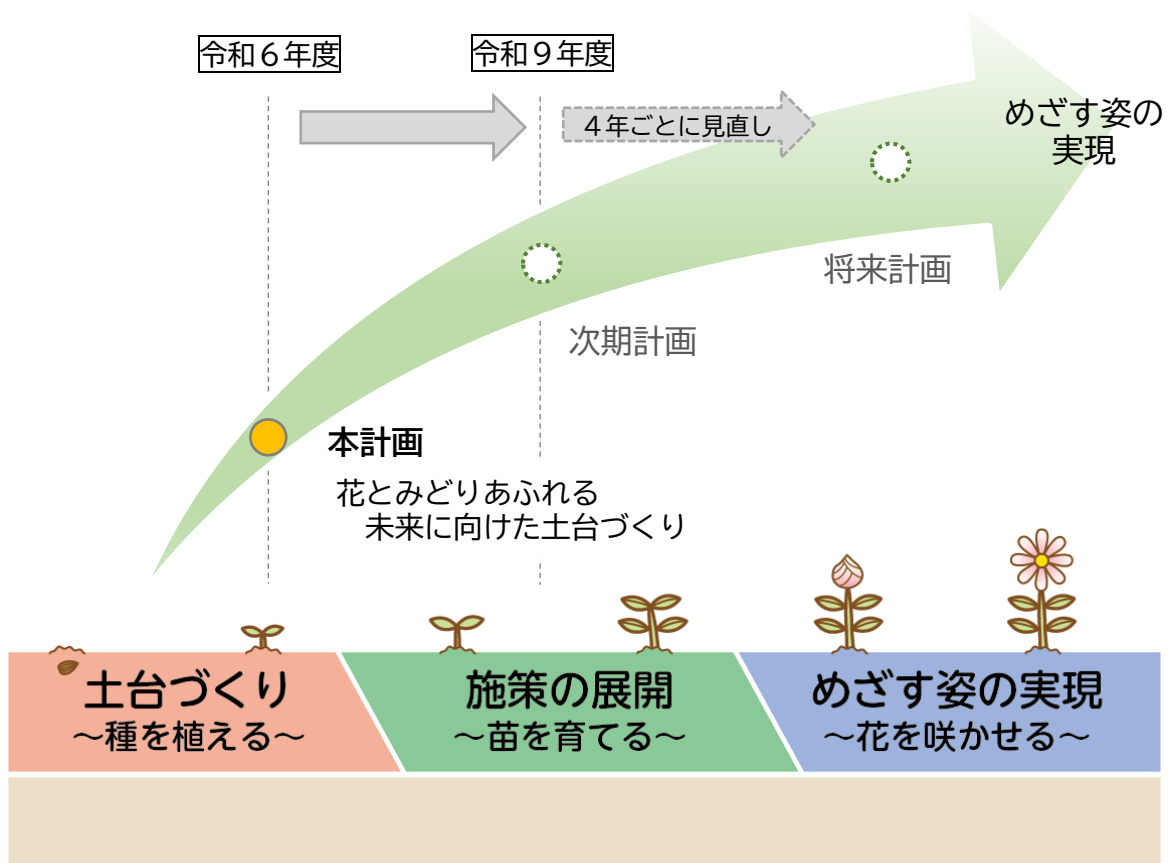
花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり
～多くの県民が花とみどりが活用された
まちづくりを実感するために～

本県は、条例が制定されたことで、花とみどりにあふれる未来に向けスタートラインに立ちました。

本計画の期間は、「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」をめざす4年間とし、現在各部局が取り組んでいる花とみどりに関する施策を計画に位置づけて体系的に展開するとともに、県民が花とみどりに関心を持つことができるよう気運醸成に注力して取り組みます。

今後、計画の策定と結果の検証を繰り返し、段階的に条例がめざす姿に近づいていく必要があります。

【実現イメージ】



第4章 基本的施策の展開

第4章 基本的施策の展開

取組の視点をふまえ、条例で定める 10 の基本的施策ごとに具体的な取組を進めます。

また、基本的施策と取組の視点の関係性について、以下のとおり整理しています。

※表中の「●」印は、各基本的施策において特に関わりが深い視点を示しています。

基本的施策	取組の視点		
	知る	魅せる	つなぐ
1 県有施設等における花とみどりの活用		●	●
2 街路樹等の機能の発揮		●	●
3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進	●		●
4 花とみどりの文化の振興	●	●	
5 花とみどりの教育等の推進	●		●
6 花とみどりの名所づくりの推進	●	●	
7 人材育成等	●		
8 情報収集等	●		
9 県民及び事業者の理解の増進等	●		
10 顕彰	●		●



【基本的施策1】 県有施設等における花とみどりの活用

1 現状・課題

- 県は県本庁舎や地域庁舎のほか、文化施設や水道施設などのさまざまな県有施設や、公園・河川・海岸等の公共用財産を管理しています。
- 県庁舎等における親しみやすい施設づくりのため、敷地内の樹木等の適切な維持管理をはじめ、施設の緑化につながる取組を推進していく必要があります。
- 県が管理する公園、河川や海岸等においては、それぞれの特性に応じた維持管理により、良好な自然環境の保全や向上を図る必要があります。
- 県有施設を持続的に維持管理し、花とみどりの活用を推進していくためには、地域の協力を得ながら進めていく必要があります。

2 取組の方向性

- 県庁舎等の県有施設や県が管理する公園・河川・海岸等において、それぞれの施設の特性に応じた花とみどりの活用を図ります。
- 県有施設等の花とみどりの活用の推進に向け、ボランティアの協力を得るなど、県民参加による維持管理を促進し、緑化や交流拠点づくりを推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策1の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策 1			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	県庁舎等における緑化、植栽等の推進	取組 1 県庁舎等における取組	●					
		取組 2 指定管理者制度導入施設における取組	●		●	●		
(2)	都市公園等における緑化の推進	取組 1 県営都市公園における取組	●		●	●		
		取組 2 森林公園、自然公園施設等における取組	●		●	●		
		取組 3 港湾緑地、海岸緑地等における取組	●	●				
(3)	協働による公共空間の緑化の推進	取組 1 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成(推進)事業	●		●	●		●
		取組 2 除草委託事業	●		●	●		●
		取組 3 フラワーオアシス推進事業	●	●	●	●		●
		取組 4 市町への緑化支援	●	●				

(1) 県庁舎等における緑化、植栽等の推進

取組 1 県庁舎等における取組

- ・県庁舎等において、良好な景観や施設内環境が維持されるよう、樹種や植栽にあわせた剪定や除草等を実施し、適切な維持管理を行います。また、来庁者に親しみをもってもらうため、施設や地域の特徴を生かした樹種、草花の植栽、出入口付近への花壇の設置等に取り組みます。



県本庁舎の植樹を生かした通路



県桑名庁舎のグリーンウォール設置



県四日市庁舎の玄関ホールの生け花



県伊賀庁舎の芝桜の植栽

取組2 指定管理者制度導入施設における取組

- ・指定管理者制度を導入している県有施設では、指定管理者と連携し、樹木の剪定等の適切な維持管理を行います。また、花壇や植栽ポットの設置をはじめ、施設に応じた花とみどりの活用を図ります。



クマノザクラやフジバカマの植樹による取組（熊野少年自然の家）



施設周辺の植栽
（三重県営サンアリーナ）



園芸ボランティアの活動
（三重県総合文化センター）

(2) 都市公園等における緑化の推進

取組1 県営都市公園における取組

- ・県民の憩いの場、運動やレクリエーションの場として、県営都市公園（北勢中央公園、ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）、亀山サンシャインパーク、県庁前公園、大仏山公園、五十鈴公園、熊野灘臨海公園）の植栽等の適切な維持管理を行います。



北勢中央公園



ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）



亀山サンシャインパーク



五十鈴公園

取組2 森林公園、自然公園施設等における取組

- ・森林教育や自然とのふれあいの場の拠点施設として、三重びよくエの森（三重県民の森）及び伊賀上野びよくエの森（三重県上野森林公園）の適切な維持管理を行います。また、県内の優れた自然の風景地を県民が利用しやすいよう自然公園施設（休憩所、歩道など）の適切な維持管理を行います。



剪定作業



歩道沿い除伐状況

取組3 港湾緑地、海岸緑地等における取組

- ・県が管理する港湾や海岸緑地等へ植樹した樹木等について、周辺環境と調和した良好な自然環境の保全や向上を図られるよう、適切な維持管理を行います。



港湾緑地（県鳥羽港）



漁港緑地（波切漁港）

(3) 協働による公共空間の緑化の推進

取組1 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成（推進）事業

- ・県が管理する道路・河川・海岸・都市公園において、地域住民等が自主的に行う草刈、清掃、花壇管理、その他環境美化及び保全に寄与する活動に対し、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料（傷害・賠償）等の支援を行います。



道路での活動の様子



都市公園での活動の様子

取組2 除草委託事業

- ・地域住民が自分たちの住むまちを美しくするために行う草刈り活動について、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進するため、県が管理する道路・河川・公園の草刈りを自治会等に業務委託を行います。



自治会における草刈り活動

取組3 フラワーオアシス推進事業

- ・河川敷の水辺に四季折々の花や木を植栽し、憩いとうるおいに満ちた水辺環境をつくるため、植栽等を行うボランティア団体及び市町等に対して、植栽等を行うために必要な費用の支援を行います。



スイセンの花植え活動

取組4 市町への緑化支援

- ・都市の再生に必要な公共公益施設の整備において、緑化が促進されるよう、市町に対し、公園・広場の整備や公共空間の緑化等に活用できる国の支援制度の情報提供を行います。市町からまちづくりに関する相談の際は、地区計画制度などを活用し、まちの中心である駅前空間やさまざまな施設を積極的に緑化するよう助言を行います。

緑化について定める地区計画

コラム

都市計画法に規定する地区計画制度は、一定のまとまった地区を対象に、建築物等の形態・位置や、道路、公園等の地区施設の配置などについて、その地区の実情に合ったよりきめ細かいルール作りを行う制度です。

地区計画では、接道部への生垣や植栽の設置について定めることが可能です。県内でも多くの地区計画が策定されており、美しいまちなみの形成に役立っています。



津市 長岡・河辺町地区地区計画区域内における植樹例

駅前空間における花とみどりの活用

コラム

「駅」は、日常的に通勤・通学や買い物などで利用されているほか、ビジネスや観光などで遠方から訪れる人の玄関口として、まちの「顔」となる場所です。

四日市市では、「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画を策定し、近鉄・JR四日市駅周辺の中心市街地が、来訪者や居住者にとって、より美しく、より快適な、もてなしの空間となるよう、再整備を進めています。この計画では、歴史の中で育まれてきたクスノキ並木の活用や、緑豊かな歩行者空間の創出など、花とみどりを活用した取組が計画されています。



四日市市における駅前空間における花とみどりの活用取組の例

資料：「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画

【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮

1 現状・課題

○街路樹等による道路の緑化は、良好な景観形成、沿道環境の保全や道路利用者の快適性の向上等に加え、人びとに「親しみ」、「うるおい」や「やすらぎ」を与えるなどの効果^{*}があることから、道路空間や地域の魅力を高める重要な役割があります。

※道路緑化の効果

<景観向上機能>

①修景、②景観統合・調和、③遮蔽、④地域への愛着醸成に分類される諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図る。



<環境保全機能>

①沿道住民が生活の場となる生活環境、②道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境、③地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境について求められる保全に寄与する。



<交通安全機能>

①遮光、②視線誘導、③交通分離、④指標、⑤衝撃緩和に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与する。



<緑陰形成機能>

樹木の樹冠が上空を覆うことによって緑陰を形成し、道路利用者に通行時の他にも休息や休憩等の快適な空間を提供する。

<防災機能>

①道路周辺からの飛砂等による交通障害、②風雨等による侵食、③火災延焼、④建物倒壊を防止する。

資料：道路緑化の概要（国土交通省ウェブサイト）の掲載内容を加工

○街路樹においては、成長した枝葉による見通しの悪化や、雑草や落ち葉等による歩道空間の妨げが発生しており、安全な道路交通に支障をきたしているケースも見受けられます。

○街路樹の機能をより効果的に発揮させるためには、路線や地域特性をふまえ、各道路で必要とされる機能に応じて維持管理を行う必要があります。

○特に、日常生活に最も身近なインフラである道路空間においては、良好な景観等の形成・維持に向け、県民及び事業者等と協働した取組が必要です。

2 取組の方向性

- 県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、その特性等に応じて適切な維持管理を行います。
- 「三重県街路樹マネジメント方針」の取組を進めるにあたっては、適宜検証をしながら柔軟に見直しを行っていきます。
- 街路樹やその周辺における良好な景観の維持のため、県民及び事業者等と協働した取組を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策2の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策2			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	街路樹等を生かした道路空間の魅力向上	取組1 街路樹等の維持管理	●	●				
		取組2 道路空間のグリーン化	●					
(2)	協働による道路空間づくり	取組1 みえ花と絆のプロジェクト	●		●	●		
		取組2 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成（推進）事業【再掲】	●		●	●		●
		取組3 除草委託事業【再掲】	●		●	●		●
		取組4 ふれあいの道事業	●		●	●		●

(1) 街路樹等を生かした道路空間の魅力向上

取組1 街路樹等の維持管理

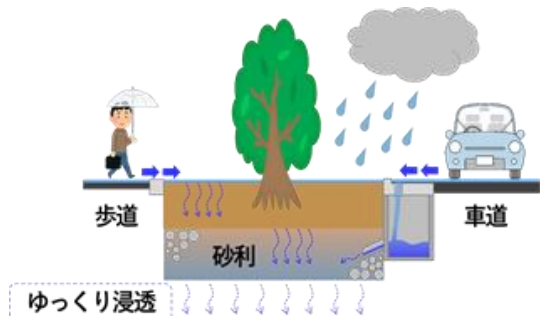
- ・県管理道路において、良好な景観形成や道路交通の安全確保等の機能が発揮されるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、街路樹の設置や剪定、道路の除草等について適切かつ計画的な維持管理を進めます。また、市町等に対し、街路樹等の適切な維持管理に必要な情報を提供します。



街路樹による良好な沿道景観（伊勢市内）

取組2 道路空間のグリーン化

- ・街路樹の適切な維持管理により、良好な景観を維持するとともにCO₂の削減に貢献します。
- ・県管理道路の整備時において、豪雨災害リスクの軽減につなげるため、雨水の一時的な貯留やゆっくり地下へ浸透させる効果を持つ雨水浸透柵の整備に取り組みます。
- ・道路の法面は、快適な道路空間が確保されるよう、地域特性に応じた緑化に取り組みます。
- ・都市計画に基づく都市部の県道（街路）整備時において、植樹帯を道路の特性等に応じて整備します。



雨水浸透効果のイメージ



雨水浸透側溝（県庁前）

(2) 協働による道路空間づくり

取組1 みえ花と絆のプロジェクト

- ・ 県管理道路等の公共空間において、「花植え活動」を通じ、高齢者や子ども、障がいのある人をはじめ、さまざまな方が知り合い、いざというときに助け合える地域づくりにつなげるため、「みえ花と絆のプロジェクト」による取組を県民及び事業者等と協働で進めます。



地域の皆さんと協働した花植え活動

取組2 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成(推進)事業【再掲】

- ・ 県が管理する道路・河川・海岸・都市公園において、地域住民等が自主的に行う草刈、清掃、花壇管理、その他環境美化及び保全に寄与する活動に対し、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料(傷害・賠償)等の支援を行います。

取組3 除草委託事業【再掲】

- ・ 地域住民が自分たちの住むまちを美しくするために行う草刈り活動について、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進するため、県が管理する道路・河川・公園の草刈を自治会等に業務委託を行います。

取組4 ふれあいの道事業

- ・道路（延長おおむね 500m 以上）において、道路愛護意識の高揚のため、年 3 回以上、除草、清掃、植栽等の美化・維持活動を行う自治会等の地域住民により構成された団体または事業者に対して、参加者の傷害保険・賠償責任保険の加入、活動に必要な物品等の助成を行います。また、活動場所への団体を表示した看板の設置を行います。



道路空間の美化・維持活動の様子

街路樹の歴史

コラム

街路樹の歴史は、古くは奈良時代に遡ります。

記録として残るものとしては、754 年に唐から帰ってきた遣唐使の僧「普照」が唐の街路樹の状況を「道路は百姓が絶えず行き来しているから、樹があればその傍らで休息することができ、夏は暑さを避け、飢えれば果実の実を採って食べることができる」と奏上したことを受けて、759 年に太政官符が発せられ、五畿七道諸国駅路の両側に果樹並木を植えた、とあります。

江戸時代には五街道などの道路網が整備され、スギ、マツ、ケヤキを中心とする並木が作られるとともに、一里塚が造られました。

このように、徒歩や馬での移動が主だった時代の街路樹は、旅人の憩いの場であり、人びとが進む道を示すものでもあったのです。

明治時代以降、近代化による都市開発に合わせ、それぞれの市街地にふさわしい街路樹が整備されてきました。

1919 年（大正 8 年）に制定された旧道路法では、「並木」が「道路の付属物」として位置付けられました。

戦後の高度成長期、それに続くバブル期には街路樹が多く整備されましたが、現在高齢化・巨木化が進み、今後の維持管理方針について再検討が必要となっているものもあります。



【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進

1 現状・課題

- 社会福祉施設等においては、花とみどりに接することにより、入所者等の生きがいづくり、健康の維持及び増進、仲間づくり等、さまざまな効果が期待できます。
- 社会福祉施設等における花とみどりの活用を促進するためには、施設管理者の理解を深める取組が必要です。

2 取組の方向性

- 社会福祉施設や医療提供施設において、花とみどりを通じた交流促進や花壇の設置・樹木の植栽等による緑化を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策3の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策3			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	花とみどりを通じた交流促進と施設の緑化推進	取組1 県立病院等における取組	●		●			
		取組2 県立高等学校における園芸福祉活動	●		●			
		取組3 活用事例の情報提供	●					

(1) 花とみどりを通じた交流促進と施設の緑化推進

取組1 県立病院等における取組

- ・県立病院等において、良好な景観を維持するため、敷地内に植栽された樹木等について、定期的に剪定、除草を行います。また、こころの医療センターではデイケアプログラムで花を活用する取組を、一志病院では地域の小学校の児童と病院スタッフで敷地内の花壇に花苗を植える取組を、それぞれ実施します。



一志病院における地域の小学校と協働した花植え活動

取組2 県立高等学校における園芸福祉活動

- ・農業学科等を設置する高等学校において、生徒が高齢者施設利用者や保育園児と一緒に花や野菜を植えながらコミュニケーションを図るなど、園芸福祉活動を実践します。



相可高等学校の園芸福祉活動

取組3 活用事例の情報提供

- ・社会福祉施設や医療提供施設において、花とみどりに触れる機会を増やし、花とみどりを契機とした交流促進や施設の緑化推進につながるよう、施設における花壇の設置・植栽等の活用事例の情報提供を行います。

コラム

地域に広がる園芸福祉活動

園芸福祉とは、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが植物や園芸活動をとおして、地域の人びとと交流しながら、健康づくりや生きがいづくりを実践する活動です。近年では、医療や介護などの分野、農業体験や就農の分野、緑化・美化活動などまちづくりの分野、学校教育や生涯学習といった教育分野など、さまざまな分野に園芸福祉活動が広がっています。

県内で活動する「名張園芸福祉ボランティアの会」では、花き等の栽培の場を通じて、名張駅や桔梗が丘駅における花壇の植栽・維持管理をはじめ、小学校や高齢者福祉施設等での園芸活動など、さまざまな園芸福祉活動を行っています。また、公園や歩道などでの環境美化活動、農地を活用した住民との交流活動など、まちづくりへの園芸福祉の活用にも取り組んでいます。



名張駅における花壇

【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興

1 現状・課題

○近年、生活スタイルの多様化等に伴い、花を贈ったり、家に飾ったりする機会が少なくなり、生花等の花とみどりの文化や伝統の継承が難しくなっています。今後は、花とみどりの文化や伝統に関する知識や意義に関する情報発信等を通じて、県民意識の醸成を図ることが必要です。

2 取組の方向性

- 街路樹文化（街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産）を育むためのPRや、生花文化の継承に向けたPR等を通じて、花とみどりの文化を伝えるとともに、日常生活における花とみどりの活用を促進します。
- 花の育成方法の研修会や花とみどりの観察会等を計画し、花とみどりに関する知識等の普及を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策4の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策4		県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
					制度	人材	財政
(1)	日常生活における花とみどりの活用の促進	取組1 県営都市公園における花とみどりの文化の振興	●				
(2)	花とみどりに関する文化の紹介	取組1 街路樹に親しむためのPR	●				
		取組2 生花文化の振興に向けたPR	●				
		取組3 「フラワー・ブラボー・コンクール」のPR	●		●	●	●
		取組4 ボランティア団体の活動内容のPR	●				
		取組5 樹木医等の活用の推進	●	●	●	●	
(3)	花とみどりに関する知識等の普及	取組1 春の野草ウォッチング	●				
		取組2 各種展示・体験イベント・講習会の開催	●		●	●	

(1) 日常生活における花とみどりの活用の促進

取組1 県営都市公園における花とみどりの文化の振興

- ・日常生活で身近な空間である県営各都市公園において、花とみどりの文化の振興等を目的に花苗ポット及び花の種の配布や草木の観察会等を実施します。



花の配布イベント



草木の観察会

(2) 花とみどりに関する文化の紹介

取組1 街路樹に親しむためのPR

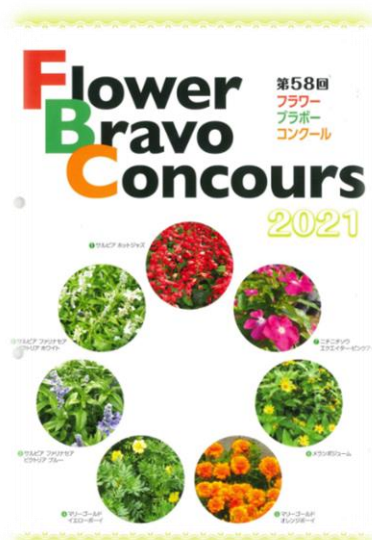
- ・街路樹に親しみが持てるよう、街路樹のもたらす効果や県内の美しい並木道について、ホームページやSNSにより情報発信します。

取組2 生花文化の振興に向けたPR

- ・三重県文化振興条例に基づき、華道を含む生活文化の振興を図るため、それらに関する情報発信等の取組を進めます。

取組3 「フラワー・ブラボー・コンクール」のPR

- ・小中学生等を対象とした「フラワー・ブラボー・コンクール」の募集内容や過去の入賞作品等の情報を発信します。



フラワー・ブラボー・コンクールによる花壇づくり

取組4 ボランティア団体の活動内容のPR

- ・道路や河川、海岸の環境美化活動への参加や協力について気運醸成を図るため、清掃活動等を行うボランティア団体の活動内容を、ホームページやSNSにより情報発信します。



SNSによる活動のPR

取組5 樹木医等の活用の推進

- ・市町や施設管理者から樹木の健康診断等に関する相談があった場合に、公益社団法人三重県緑化推進協会が日本樹木医会三重県支部の協力を得て実施する緑地等適正管理事業（樹木健康診断）の内容や手続き方法等の情報提供を行います。

(3) 花とみどりに関する知識等の普及

取組1 春の野草ウォッチング

- ・三重県立熊野少年自然の家において、施設近辺の野草を観察、採取し、調理を行うなどの体験イベントを通じ、花とみどりに関する知識等の普及を行います。



熊野少年自然の家の野草を活用した体験イベント

取組2 各種展示・体験イベント・講習会の開催

- ・花き関係団体や花き生産者団体と連携し、消費拡大イベントや品評会を開催し、各種展示・体験、即売会等を実施します。また、花やみどりの管理に関する講習会を開催します。



フラワーアレンジメント体験教室



三重県花き即売会



【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進

1 現状・課題

- 小中学校では、花壇づくり等を通じて花育を実施しており、その発表の場としてフラワー・ブラボー・コンクールへ多くの学校が参加しています。今後も、子どもたちの花きに関する関心を高めるため、継続して取り組むことが必要です。
- 高等学校では、農林業や環境土木に関連する学科において、ガーデニングや栽培技術に関する教育を行っているほか、これらの知識を生かした地域活動への参画にも取り組んでいます。今後も、地域と連携し、ボランティア活動の充実を図ることが望まれます。

2 取組の方向性

- 学校の敷地内の樹木、花への水やりなどの世話や新たな花壇づくりを通じた花育等、花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動を今後も継続できるように、花壇の作成方法や管理方法等に関する情報提供や技術支援等の充実を図ります。
- 学校が教育活動の一環として実施している花とみどりを通じた地域活動に対し、継続的に活動が行える環境整備を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策5の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策5			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	学校教育における花とみどりの活動	取組1 学校における花育の取組	●		●		●	●
		取組2 県立高等学校における花とみどりを活用した教育	●					
		取組3 県立特別支援学校における花とみどりを活用した教育	●					
		取組4 花とみどりを活用した教育活動への支援	●		●		●	
(2)	花とみどりを通じた地域活動の取組	取組1 地域学校協働活動	●		●	●	●	
		取組2 県立高等学校での地域における活動	●					

(1) 学校教育における花とみどりの活動

取組1 学校における花育の取組

- ・子どもたちの花きに関する関心を高め、県産花きの消費拡大につなげるため、小中学校における無料配布種子を使つての花壇作成、花壇を管理することで情操面の向上を図るフラワー・ブラボー・コンクールへの参加、学校等でのフラワーアレンジメントや寄せ植え体験の実施等、花育に取り組みます。



いなべ市立員弁東小学校の取組



玉城町立田丸小学校の取組

取組2 県立高等学校における花とみどりを活用した教育

- ・農業学科等を設置する高等学校において、生徒が園芸や林業に関する学習活動に取り組みます。



四日市農芸高等学校の園芸実習



久居農林高等学校の林業実習

取組3 県立特別支援学校における花とみどりを活用した教育

- ・県立特別支援学校において、園芸活動等を通じて、自然を愛する心や生命を大切にすることを育成します。また、県立高等学校の生徒と協力して、花を植えたプランターを地域の施設等に届けるなどの取組を進めます。



玉城わかば学園の取組



かがやき特別支援学校(草の実分校)の取組

取組4 花とみどりを活用した教育活動への支援

- ・小中学校を対象に、花苗の栽培方法や花壇の作成方法・管理方法についての講習会を開催します。



学校花壇指導者講習会
(農業研究所(茶業・花植木研究室花植木研究課))

(2) 花とみどりを通じた地域活動の取組

取組1 地域学校協働活動

- ・「地域ボランティアの協力を得て取り組む、花壇や学校周辺環境の整備」を含めた地域学校協働活動（地域住民と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行うさまざまな活動）に取り組む小中学校に対して、指導・助言等の活動支援を行います。



熊野市立新鹿中学校の地域と協働した環境美化活動

取組2 県立高等学校での地域における活動

- ・県立高等学校において、各学校が「学校環境デー」を設定し、創意工夫した環境保全活動の取組を進めます。



四日市農芸高等学校の
地域における美化・清掃活動



明野高等学校の
地域における美化・清掃活動

花を通じた地域の学校との交流

コラム

農業学科等を設置する高等学校では、生徒が育てた花を地域の小中学校へ販売する活動を行っています。





【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進

1 現状・課題

○都市公園や自然公園に加えて、古くからの面影を残す伊勢街道や熊野古道等、花とみどりの名所となり得る場所について、その情報発信を行うとともに、花とみどりの保全・活用のための環境整備を行っていくことが必要です。

2 取組の方向性

○都市公園や自然公園等の花とみどりの名所となり得る場所の特色を生かした環境整備を推進します。

○花とみどりの名所について、ホームページやSNS等により情報発信を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策6の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策6			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	花とみどりの名所づくり	取組1 県営都市公園における花の名所づくりの推進	●		●	●		
		取組2 森林公園、自然公園施設等の活用	●		●	●		
		取組3 県立高等学校における名所の環境整備	●					
(2)	花とみどりの名所等の情報発信	取組1 花とみどりの名所のPR	●					
		取組2 観光名所の情報発信	●		●	●		

(1) 花とみどりの名所づくり

取組1 県営都市公園における花の名所づくりの推進

- ・ 県営北勢中央公園では、植樹した多様な桜を適切に維持管理することにより、桜の名所づくりとしての取組を進めます。



県営北勢中央公園の桜の名所づくり

取組2 森林公園、自然公園施設等の活用

- ・ 県内の森林公園、自然公園施設等を活用した森林教育や、森林公園、自然公園内における地域資源及び施設の保全・活用に取り組めます。



森林公園における森林教育

取組3 県立高等学校における名所の環境整備

- ・ 農業学科等を設置する高等学校において、地域と連携した環境保全活動により、名所の環境整備に取り組めます。



伊賀白鳳高等学校の地域と連携したノハナショウブの環境整備

(2) 花とみどりの名所等の情報発信

取組1 花とみどりの名所のPR

- ・道路、河川、公園等の県民が利用できる公共スペースにおける花とみどりの名所について、花の見頃や見どころなどの情報を、年間をとおして随時SNSやホームページで発信します。

取組2 観光名所の情報発信

- ・県内の観光名所について、季刊誌「観光三重」や観光三重のホームページ等で情報発信します。



季刊誌「観光三重」

【基本的施策7】 人材育成等

1 現状・課題

○県では、平成29(2017)年3月に「三重県花き花木振興計画」を策定し、生産体制の強化、生産者の育成及び消費の拡大の取組を進めています。また、農業大学校や農業学科等を設置する高等学校において、花き生産者の育成に向けた教育を行っています。今後も、最新の技術、知識等の習得支援や、花きの生産・流通・販売等の課題の把握、改善に努める必要があります。

2 取組の方向性

- 花き生産者や街路樹の剪定等に専門的な知識を有する者等、花とみどりの活用の推進に寄与する人材を育成できる環境整備を推進します。
- 花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者等、花とみどりの活用の推進に寄与する者に対して、技術支援や経営指導等の支援を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策7の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、以下のとおり、一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策7			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	人材の育成・確保	取組1 花き生産者の育成・支援	●		●		●	
		取組2 県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得	●					
		取組3 「街路樹剪定士」資格の活用検討	●					
(2)	産業への支援	取組1 花き栽培や物流に関する実証試験の実施	●		●		●	
		取組2 県産花きの生産技術の向上	●		●		●	●
		取組3 花き生産者への支援	●		●		●	

(1) 人材の育成・確保

取組1 花き生産者の育成・支援

・花き生産者の育成に向け、農業大学校に設置している花き専攻コースにおいて、実践的な技術や知識の習得を進めます。また中央農業改良普及センターにおいて、花き分野を含む新規就農者の支援を行います。



農業大学校における花き生産者の支援

取組2 県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得

- ・農業学科等を設置する高等学校において、生徒が造園・園芸に係る専門的な知識と技術を身につけるため、造園技能士、園芸装飾技能士、フラワー装飾技能士等の国家資格の取得をめざした取組を行います。



四日市農芸高等学校における資格取得に向けた授業や講習会

取組3 「街路樹剪定士」資格の活用検討

- ・街路樹の維持管理にあたって「街路樹剪定士」の資格が活用されるような手法を検討します。

(2) 産業への支援

取組1 花き栽培や物流に関する実証試験の実施

- ・花きの栽培や流通について、実証事業等を通じて産地の課題解決に取り組みます。



花きの栽培や流通に関する実証事業

取組2 県産花きの生産技術の向上

- ・花き生産者団体と連携し、各種品評会を開催し、県産花きの生産技術の向上を図ります。



三重県花き品評会



関東東海花の展覧会品評会

取組3 花き生産者への支援

- ・県内の花きの生産者と連携し、消費者等に対する産地の認知度向上に向けたPR活動の取組に加え、中央農業改良普及センターにおいて、生産者の技術や経営の課題解決に向け、研修の開催等の支援を行います。



産地の認知度向上に向けたPR活動



生産者の技術や経営の
課題解決に向けた研修会



【基本的施策8】 情報収集等

1 現状・課題

○中央農業改良普及センターや農業研究所においては、花きの生産性や品質の向上に資する技術や情報の提供、研究に努めています。社会的ニーズや課題の把握に努め、新たな品種、商品等の開発を進める必要があります。

2 取組の方向性

○花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策8の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策8		県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容			
					制度	人材	財政	
(1)	専門的な情報の提供や調査研究の推進	取組1 花を活用した活動への支援	●	●	●		●	●
		取組2 花き生産者への支援	●		●		●	
		取組3 三重県ホームページ「花とみどりの情報」の充実	●					
		取組4 調査研究の実施	●		●		●	

(1) 専門的な情報の提供や調査研究の推進

取組1 花を活用した活動への支援

- ・中央農業改良普及センターにおいて、市町等が行う景観形成のための花の植栽や花き産業振興を目的としたイベントなどに対して、資料の提供や助言等の支援を行います。

取組2 花き生産者への支援

- ・農業研究所において、県内の花きの生産者に生産性や品質の向上を図るための技術導入に向けた支援を実施します。



農業研究所における害虫診断

取組3 三重県ホームページ「花とみどりの情報」の充実

- ・花とみどりの活用に向けた情報発信を図るため、県ホームページの「花とみどりの情報」ページにおける掲載内容を充実するとともに、SNS等を通じて当該ページの周知を図ります。

取組4 調査研究の実施

- ・市場ニーズが高い花き品目の高品質、低コスト生産や新たな需要が期待できる新品目の効率的栽培技術の開発など、三重県の花き生産振興につながる課題の解決に取り組みます。



県で育種された新品種の伊勢路錦



農業研究所の成果展示

【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等

1 現状・課題

○県は、「花とみどりの日」イベントや花きの消費拡大イベント等のイベントを開催し、県民の花とみどりの活用に関する意識の向上に努めています。今後も、イベント等の開催を継続するとともに、花とみどりの効用や活用の意義をわかりやすく、より多くの人に伝えることが必要です。

2 取組の方向性

○花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や、活用事例等に関する情報を広く発信し、花とみどりの効用に対する理解を深め、その活用に対する気運の醸成を図ります。

○県民及び事業者等に対し、本条例の周知を行うとともに、花とみどりの活用に関する計画や制度を通じて理解の増進を図ります。

3 具体的な取組内容

基本的施策9の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策9			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	イベントの開催や 情報発信	取組1 「花とみどりの日」「街路樹の日」におけるイベントの開催	●					
		取組2 消費拡大イベントの開催	●		●	●		
		取組3 森林公園でのイベント等の開催	●		●	●		
		取組4 生産者団体が開催する消費拡大イベントの開催支援	●		●	●		
		取組5 「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」の実施	●		●	●		
		取組6 SNSを活用した花植え活動等の情報発信	●					
		取組7 緑化苗木寄贈に係る情報提供	●		●	●		
		取組8 健康増進につながる情報提供	●					
(2)	条例の周知と活用 するための仕組みづくり	取組1 気運醸成に向けた条例の周知	●					
		取組2 「緑の募金」の普及啓発活動	●		●	●		
		取組3 「三重県広域緑地計画」による緑地保全の取組	●	●				
		取組4 「三重県景観計画」に基づく緑化の推奨	●	●				
		取組5 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用したみどりを守る取組	●	●				
		取組6 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた景観形成活動	●	●	●	●		●

(1) イベントの開催や情報発信

取組1 「花とみどりの日」「街路樹の日」におけるイベントの開催

- ・「花とみどりの日（4月18日）」、「街路樹の日（11月11日）」にあわせ、県民の花とみどりの活用の推進に向けた理解促進と気運醸成を図るため、寄せ植え体験をはじめ、花とみどりに親しむ機会づくりに取り組みます。

取組2 消費拡大イベントの開催

- ・県産花きの消費拡大に向けてイベントを開催し、県産花きを使用した飾花展示、フラワーアレンジメントや寄せ植えの体験教室を実施します。



フラワーアレンジメント体験教室



寄せ植え体験

取組3 森林公園でのイベント等の開催

- ・三重ぴよクエの森（三重県民の森）及び伊賀上野ぴよクエの森（三重県上野森林公園）において、利用者のニーズにあわせたイベント等を開催し、みどりの効用を体感できる本施設への利用の増進を図ります。



森林公園でのイベント

取組4 生産者団体が開催する消費拡大イベントの開催支援

- ・花き生産者団体が主催する消費拡大イベント開催における運営の支援を行います。

取組5 「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」の実施

- ・国土緑化運動の一環として、森や樹木の大切さや、森や自然を守り育てる思いなどを表現するポスター作製を通じて、小中高校生の緑化に対する意識を醸成することを目的に、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」を行います。



小学生の部特選作品



中学生の部特選作品

取組6 SNSを活用した花植え活動等の情報発信

- ・SNSを活用し、「みえ花と絆のプロジェクト」に基づき実施する花植え活動等の活動実績や活動日等の情報を発信します。



SNSを活用した情報発信

取組7 緑化苗木寄贈に係る情報提供

- ・民間事業者や公益財団法人が、さくらや広葉樹の苗木を県・市町や住民団体等へ寄贈する事業を展開しており、県では、寄贈希望者への情報提供に協力していきます。



「ふれあいグリーンキャンペーン」の様子

取組8 健康増進につながる情報提供

- ・花とみどりを活用するボランティア活動やイベントなど、さまざまな社会活動への参加が健康増進につながることを周知し、社会参加を県民に促す啓発活動を行います。

(2) 条例の周知と活用するための仕組みづくり

取組1 気運醸成に向けた条例の周知

- ・市町、県民及び事業者等において花とみどりの活用が促進されるよう、条例の内容をわかりやすく伝える啓発物品等を作成し、普及に取り組みます。

取組2 「緑の募金」の普及啓発活動

- ・公益社団法人三重県緑化推進協会によって、森林ボランティア活動支援や緑化推進に活用されている「緑の募金」について、県民への普及啓発を図るため、さまざまな広報活動に取り組みます。



街頭募金の様子

取組3 「三重県広域緑地計画」による緑地保全の取組

- ・都市における緑地の保全及び緑化を推進するため、市町は「緑の基本計画」を、県ではその指針となる「三重県広域緑地計画」を策定しています。「三重県広域緑地計画」で、みどりの機能等を生かした緑地の保全等について方針を定めることにより、県民及び事業者等のみどりに対する理解の増進を図ります。

取組4 「三重県景観計画」に基づく緑化の推奨

- ・建築物の新築や開発行為等、届出・通知が必要となる行為を行おうとする者に対し、「三重県景観計画」の景観形成基準に基づき、行為地内での緑化を求めていきます。

取組5 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用したみどりを守る取組

- ・みえ森と緑の県民税を財源として、市町が地域の実情に応じて創意工夫した対策ができるよう交付金を交付しています。本交付金を活用して、市町が古木や桜並木の保全等の地域の身近な緑を守る取組を進めます。

取組6 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた景観形成活動

- ・農地等の地域資源の適切な保全管理や農村環境の保全を図るための活動を推進するため、ため池等の草刈りや水路沿いの植栽活動等の地域の共同活動に係る支援を行います。



ため池法面の草刈り作業



水路沿いの植栽活動



【基本的施策10】 顕彰

1 現状・課題

○緑化活動や美化活動に功績のあった個人、団体に対して、国や県の表彰制度に基づき、その活動を称え、感謝状の贈呈等を行っています。今後も、花とみどりの活用の推進のきっかけづくりとなるよう表彰結果を広く周知するとともに、表彰制度等の充実の検討が必要です。

2 取組の方向性

○花とみどりの活用に積極的に取り組む県民及び事業者等の活動をたたえる制度の充実を図り、さまざまな活動の成果を発表するコンクール等の開催を検討します。

3 具体的な取組内容

基本的施策10の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容[※]について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策10		取組	県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	表彰・コンクールの開催	取組1 「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催	●		●		●	●
		取組2 花き品評会の開催	●		●		●	●
		取組3 地域で積極的に緑化活動の推進等に尽力した方への表彰	●					

(1) 表彰・コンクールの開催

取組1 「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催

- ・小中学校等での花壇づくりを通じて、学校環境の美化と児童生徒の情操教育につながるフラワー・ブラボー・コンクール（FBC）を開催します。あわせて、学校花壇設計図、花と私の作文、私たちの学校花壇を描いた写生、校外花壇についてのコンクールも実施します。



表彰式の様子



R 4 大賞・玉城町立外城田小学校



R 4 内閣総理大臣賞・
亀山市立亀山南小学校



R 4 三重県知事賞・
花壇を描いた写生コンクール

取組2 花き品評会の開催

- ・花き生産者団体と連携してシクラメン、洋ラン、観葉植物等の鉢花や花苗、切花の品評会の開催、表彰する取組を行います。



花き品評会



花き品評会入賞作品

取組3 地域で積極的に緑化活動の推進等に尽力した方への表彰

- ・三重県民功労者表彰は、県民の模範となり、かつ公共、教育・文化、福祉衛生、産業、生活等の各分野における特に顕著な功績をもって、地域社会の発展及び県勢伸展に寄与した個人、または団体を表彰する制度です。地域で積極的に緑化活動の推進や環境美化活動に永年尽力した方も対象として表彰を行います。

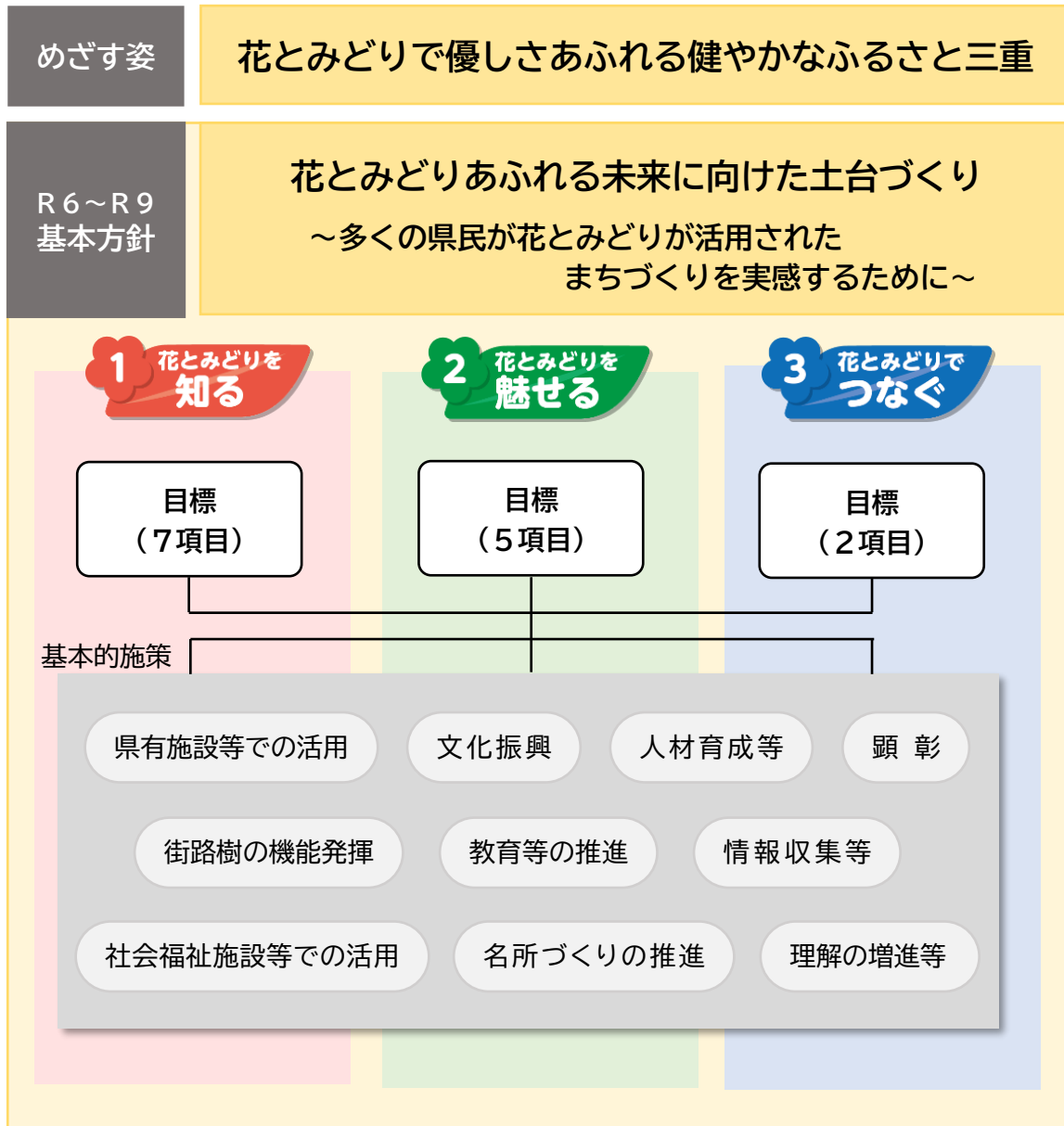
第5章 計画の実現に向けて












第5章 計画の実現に向けて

1 目標の設定













基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各基本的施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。





花とみどりを「知る」 目標項目	目標値	項目・目標値の説明
県のホームページ「花とみどりの情報」を通じた情報発信の回数   	1回/月	花とみどりの効用や活用事例の周知のため、県ホームページの内容を充実させていくことを目標として、月1回以上の情報発信を行います。
条例の内容を周知するための啓発物品等の作成  — —	2コンテンツ/年	条例の認知度向上のため、条例の内容を周知するための物品等を作成し、イベント等で配布します。
花とみどりの効用の周知や花とみどりに触れる機会創出のためのイベント・講習会の実施回数   	5回/年	花とみどりの効用を感じることができるよう、県民が参加できるイベント・講習会を実施します。
農業大学校における花き専攻コース受講生の花き生産・流通・販売業への就職率  — —	R9 50%	花とみどりを活用する人材を育成し、県産花きの生産振興と需要拡大につなげます。 <div style="text-align: right;">現状値(R4)：40%</div>
花とみどりの産地の認知度向上につながる取組を行った生産者数  — —	R9 40戸	県民が花とみどりに触れる機会を増やし、花とみどりの効用についての理解がより深まるよう、PR活動を実施する生産者を支援します。 <div style="text-align: right;">現状値(R4)：30戸</div>
花き生産者への生育診断・技術支援実施回数  — —	12回/年	県産花きの生産性や品質向上を図るための技術的支援を毎年着実に取り組むことで、花とみどりの活用の推進を効果的に実施します。
花とみどりに関する専門的知見蓄積のための調査研究課題数  — —	3課題/年	花きの生産振興につながる課題の解決に毎年着実に取り組むことで、花とみどりの活用の推進を効果的に実施します。

※複数の視点に関連する目標は、主たる視点に掲載し、再掲を省略しています。

花とみどりを「魅せる」 目標項目	目標値	項目・目標値の説明
花とみどりを活用した取組 を行う県本庁舎・地域庁舎 数 —  	全庁舎で実施/年	敷地内の植栽等の剪定・除草や花壇の設置等を行う県本庁舎・地域庁舎の割合を目標として、毎年度継続して取り組んでいくことをめざします。
管理目標樹形を設定する街 路樹の割合 —  	R9 65%	「三重県街路樹マネジメント方針」では、街路樹が有する景観形成等の機能が発揮できるよう、管理目標樹形を設定して維持管理を行うこととしています。 令和12(2030)年までに管理目標樹形を100%設定することを目標とし、令和9(2027)年は中間値の65%としました。 現状値：—
指定管理者制度を導入して いる県営都市公園での花と みどりに触れることのでき るイベント実施回数   	1回/年	花とみどりの効用を感じる機会を創出するため、指定管理者制度を導入している県営都市公園におけるイベント実施回数を目標とし、それぞれ年1回以上のイベントを実施します。
指定管理者制度を導入して いる県営森林公園での花と みどりに触れることのでき るイベント実施回数   	24回/年	指定管理者制度を導入している県営森林公園におけるイベント実施回数を目標とし、それぞれ年24回のイベントを実施することで、花とみどりの効用を感じる機会の創出を図ります。
花とみどりの名所に関する 情報発信のための季刊誌 「観光三重」の活用回数   —	4回/年	花とみどりの名所を訪れ、花とみどりの効用を感じる機会を増やすために季刊誌「観光三重」による情報発信の回数を目標とし、年間を通じた情報発信を行います。

※複数の視点に関連する目標は、主たる視点に掲載し、再掲を省略しています。

花とみどりで「つなぐ」 目標項目	目標値	項目・目標値の説明
地域づくりにつなげるための道路、河川等のインフラを舞台とした緑化活動への参加人数 	R9 4,900人/年	道路、河川等のインフラを舞台に実施する緑化活動を通じて、県民との協働を推進するため、「みえ元気プラン」における目標値設定の考え方（H31～R3の平均値4,300人をベースに、R4から毎年100人ずつ増加）に基づき、目標値を設定します。 現状値：4,300人/年 （H31～R3の平均値）
地域づくりにつなげるための「花と絆のプロジェクト」による花植え活動の実施箇所数 	10箇所/年	道路空間等における緑化活動を通じて県民との協働を推進するため、県内で年10箇所以上の花植え活動を継続して実施することをめざします。

※複数の視点に関連する目標は、主たる視点に掲載し、再掲を省略しています。

2 計画の推進体制

(1) 花とみどりの三重づくり推進会議

花とみどりの活用を推進するために必要な事項を調査・審議するため、条例第20条に基づき、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業者等で構成される「花とみどりの三重づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しています。

また、推進会議で基本計画の進捗状況や課題について審議します。

(2) 庁内会議等

庁内会議等で、基本計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、花とみどりの活用の総合的な推進を図っていきます。

3 各主体の役割

本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むことが必要です。

ここでは、本計画の推進に向け、それぞれの主体に期待する役割を示します。

(1) 県の役割

県は、県有施設や県が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を積極的に進めるほか、花とみどりに関する情報の発信、緑化・美化活動への支援等を行い、県民及び事業者等と協働で花とみどりの活用に取り組めます。

また、市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、その活動を支援します。

さらに、花とみどりの活用の推進に関する施策を調査・審議するための推進会議を設置・運営し、花とみどりの活用を総合的かつ計画的に推進します。

なお、取組の実施にあたっては、環境や生態系に配慮した緑化や、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めるとともに、市町、県民及び事業者等に対しては、県内の事業者が生産する花とみどりの活用が進むよう、県内の花とみどりの購入に係る情報の提供を行います。

(2) 市町の役割

市町は、住民に身近な基礎自治体として、まちづくり等において、花とみどりの活用の推進に大きな役割が期待されています。

そのため、地域の特性に応じ、市町が管理する施設や道路等の緑化・美化を進めるなど、県と市町が協働して、花とみどりの活用の積極的な推進が望まれます。

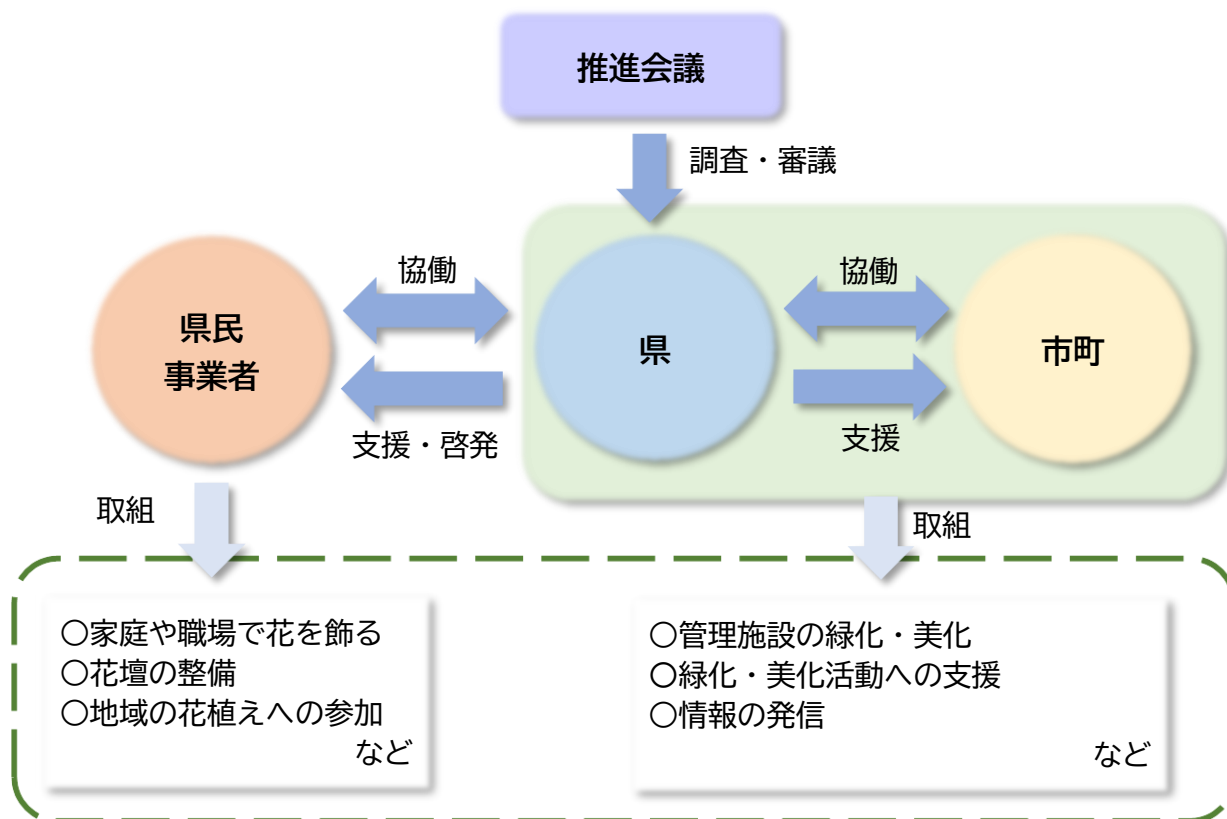
(3) 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、花とみどりの活用の意義について理解を深めるとともに、家庭や職場で花を飾ることや管理する敷地内への花壇の整備をはじめ、日常生活や事業活動を通じた積極的な花とみどりの活用が期待されています。

また、花とみどりに関する県の施策への協力や、地域で行われる花植えまたは除草等の作業への積極的な参加が望まれます。

一方で、花き生産者や造園建設業者等の花とみどりの活用の推進に寄与する事業者は、花とみどりのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、県や市町と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に取り組むことが求められています。

【各主体の連携・協働イメージ】



4 計画の進捗管理

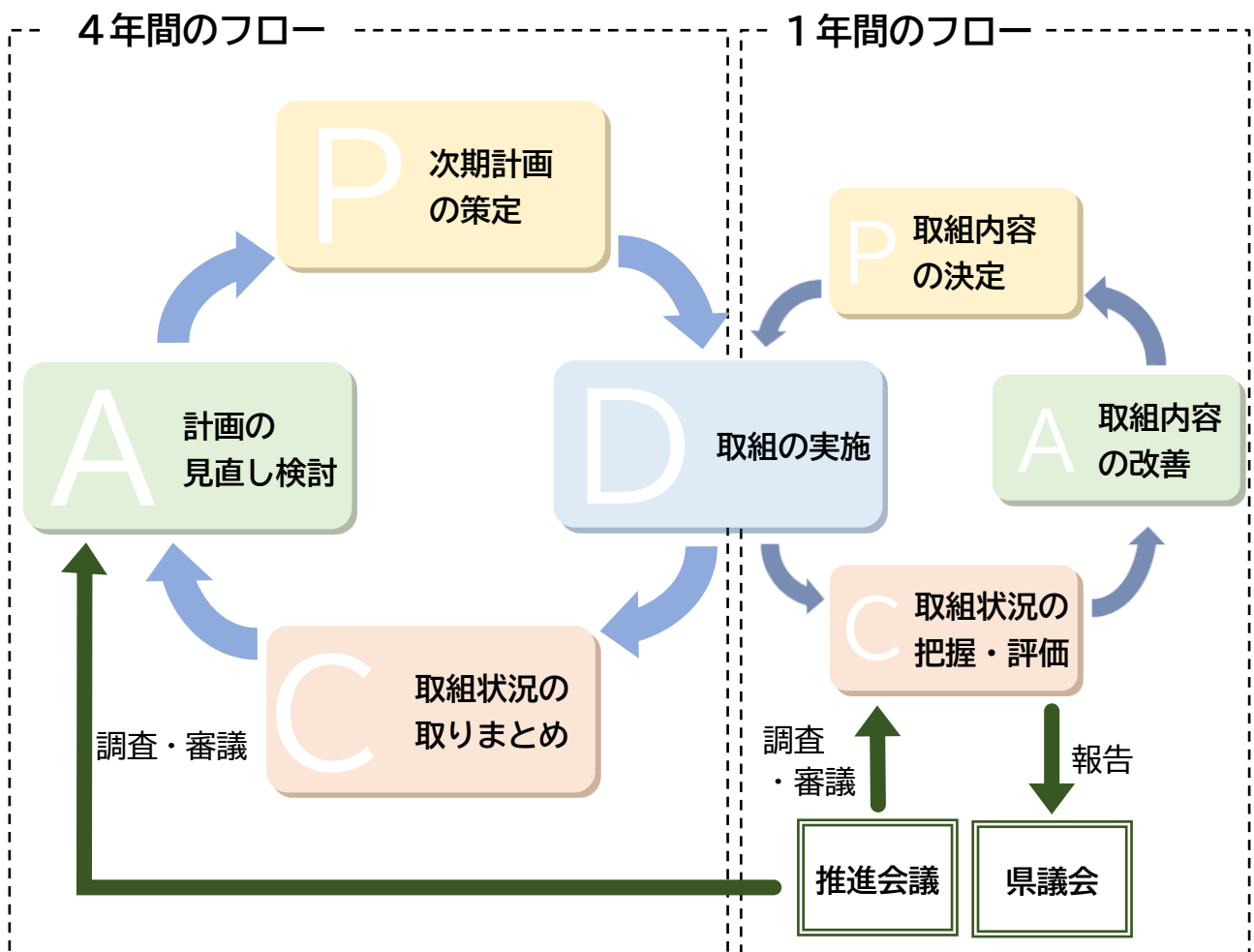
本計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実施・評価・改善）のサイクルに基づき、適切に進捗管理を行います。

特に、推進会議では、4年ごとの計画の見直しや毎年度の取組の進捗状況等を調査・審議します。その結果をふまえて必要に応じて取組の改善を図ります。

なお、取組の効果検証の参考とするため、アンケート調査等により、県民の花とみどりに対する意識の変化等の把握に努めます。

取組の進捗状況については、毎年度、年次報告として取りまとめ、条例第19条第8項の規定に基づき、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

【進捗管理のフロー】



【進捗管理スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目 (令和6年度)	取組の実施											
				取組状況の把握			取組内容の改善		取組内容の決定			
								県議会への報告 県ホームページ公表				
2年目 (令和7年度)	取組の実施											
				取組状況の把握・評価			取組内容の改善		取組内容の決定			
								県議会への報告 県ホームページ公表				
3年目 (令和8年度)	取組の実施											
				取組状況の把握・評価			取組内容の改善		取組内容の決定			
								県議会への報告 県ホームページ公表				
4年目 (令和9年度)	取組の実施											
				取組状況の把握・評価 取りまとめ								
	計画の見直し検討											
												次期計画の策定
									県議会への報告 県ホームページ公表			

計画 (P)
 実施 (D)
 評価 (C)
 改善 (A)

參考資料

花とみどりの三重づくり条例 (令和五年三重県条例第二十六号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本理念（第三条―第五条）

第三章 県の責務等（第六条―第八条）

第四章 基本的施策（第九条―第十八条）

第五章 基本計画（第十九条）

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議（第二十条・第二十一条）

第七章 施策の推進（第二十二条―第二十四条）

附則

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりが行われるとともに、文化も伝承され、また、創出されてきた。

現代においても、花とみどりは多岐にわたり活用されており、例えば、社会福祉施設等での花とみどりの活用、訪れた人がその地域に親しみを覚える端緒となるような花とみどりの活用といったように様々な場面において花とみどりを活用することが注目されている。

また、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地域社会の絆の形成、維持及び強化に資することも期待される。

しかし、現在の三重県においては、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化、道路空間の安全確保や地域の声への対応として強度に剪定され、又は伐採される街路樹が散見されるとともに、生活環境の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

このような中、花とみどりの活用の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、県有施設等における花とみどりの活用、街路樹等の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進することが求められる。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物をいう。

第二章 基本理念

(多様な主体の連携協力)

第三条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

(県民及び事業者の意識の高揚等)

第四条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

(花とみどりの効用等の有効活用)

第五条 花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

第三章 県の責務等

(県の責務)

第六条 県は、前章の基本理念（以下この章において単に「基本理念」という。）にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、県民及び事業者との協働に努めるものとする。
- 3 県は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、可能な限り、県内の事業者が生産する花とみどりを活用するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第七条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第八条 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 基本的施策

(県有施設等における花とみどりの活用)

第九条 県は、その設置し、及び管理する道路、庁舎その他の施設（以下この条において「施設」という。）において、その施設の特性に応じ、花とみどりを活用するものとする。

2 県は、県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどりが活用されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(街路樹等の機能の発揮)

第十条 県は、その管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)

第十一条 県は、社会福祉施設その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花とみどりの活用を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの文化の振興)

第十二条 県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの教育等の推進)

第十三条 県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの名所づくりの推進)

第十四条 県は、名所に関する情報の提供、新たに名所となる花とみどりを活用した場の整備その他の花とみどりの名所づくり（次項において「花とみどりの名所づくり」という。）に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材育成等)

第十五条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

(情報収集等)

第十六条 県は、花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究の推進等を行うよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解の増進等)

第十七条 県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第五章 基本計画

第十九条 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（以下この条及び次条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
- 二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標
- 三 前章に規定する基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、花とみどりの活用の推進に関し必要な事項

- 3 前項第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ花とみどりの三重づくり推進会議及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 8 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、花とみどりの三重づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基本計画に関する事項
- 二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二十一条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他の者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 施策の推進

(体制の整備等)

第二十二條 県は、第六條及び第八條の責務等を果たすため、必要な体制を整備するとともに、花とみどりの活用の推進に関する専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上に努めるものとする。

(三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日)

第二十三條 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日を設ける。

2 三重県花とみどりの日は県民の日条例（昭和五十一年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は十一月十一日とする。

3 県は、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十四條 県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六章の規定は、同年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 推進会議の委員の選任のために必要な行為その他の第六章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

花とみどりの三重づくり推進会議 委員名簿

令和6（2024）年 月現在

（敬称略）

委員名	所属等
鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授
松尾 奈緒子	三重大学准教授
◎三宅 諭	三重大学教授
山田 邦夫	岐阜大学教授
後藤 直紀	中部地方整備局建政部 都市整備課
杉田 悦子	東海農政局生産部 園芸特産課
林 康子	三重県小中学校長会
山村 武寛	三重県市長会
市村 一雄	福花園種苗株式会社
奥田 誠	花の国づくり三重県協議会
加藤 千弘	三重県社会福祉協議会
田中 彩子	鈴鹿商工会議所
中村 駆	三重県造園建設業協会
樋口 智子	公益社団法人 三重県観光連盟
前川 良文	株式会社 緑生園
松尾 廣文	三重県花植木振興会
望月 俊二	公益財団法人 岡田文化財団

◎:会長

花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）
素案に対する意見への対応一覧

県議会常任委員会（令和5年10月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	全般	当該計画の推進にあたっては、県内各市町との協力・連携が非常に重要であることから、当該計画に基づく県内各市町の取組に対しては、県としての支援の方策について、よく検討しながら進めていただきますようお願いします。	市町においても花とみどりの活用推進を図られるよう、この基本計画の取組を参考にできるよう共有するとともに、花とみどりを活用した各種イベント等を市町と協働で開催できるよう取り組んでまいります。そのため、第5章の県の役割へ、「市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、その活動を支援すること。」を追記し、各主体の連携・協働イメージの図へも県から市への支援の矢印を追加しました。	P72,74 反映

条例策定調査特別委員会委員（令和5年10月説明実施） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	全般	本計画による目に見える成果が必要と考えます。例えば、市町と企業と連携し、駅前を取組を進めたり、街路樹のモデル事例の設定など。また、道路沿いに自宅や会社がある方が、街路樹の落ち葉の清掃や、除草などを自分たちで行うという意識を持ってもらえるよう啓発してほしい。	まちの中心となる駅前についても、花とみどりの活用が進むよう、まちづくりに関する相談の機会を捉えて、駅前広場等を管理する市町へ緑化するよう助言を行います。また、県職員が自ら率先して、庁舎周辺の美化ボランティア活動を行っています。このような活動や協働による道路空間づくりを通じて、道路沿いに自宅や会社がある方を含めた県民の自主的な維持管理につながるよう花とみどりの大切さ、効果について啓発を行います。	P30-31 反映

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	全般	<p>県景観計画、県広域緑地計画及び市町の緑の基本計画などとの関連はないのでしょうか。あれば少し説明があった方がよいのでは。又、他に農林水産部の制度で行っている取組はないのでしょうか。（森林公園、自然公園施設等の取組とか活用だけなのではないか）</p>	<p>条例では、花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重の実現をめざしています。 そのため、本計画では、基本的施策9（県民及び事業者の理解の増進等）の花とみどりを活用するための仕組みづくりとして、三重県景観計画および三重県広域緑地計画に基づく取組を行うこととしています。 また、農林水産部関係の取組として、森林公園、自然公園施設等における取組のほか、花き生産者の育成・支援、県産花きの生産技術の向上、花とみどりの情報の提供やイベント等の開催などを本計画に位置付けています。</p>	参考
2	全般	<p>公共施設（学校、庁舎、など公共建築物）に緑化が少ない。公共から理想となる緑化を進めることで県民に大切さ、必要性を示してほしいです。特に学校にはみどりがいっぱい必要だと思います。</p> <p>この基本計画は早急に市町村にも広げて下さい。</p>	<p>本計画では、庁舎や学校も含めた公共施設も対象として、花とみどりの活用を推進していくこととしています。花とみどりの大切さ、重要性の理解につながるよう啓発活動を行います。 取組の推進にあたっては、市町と連携・協働していくとともに、市町においても、その地域の特性に応じ、市町が管理する施設等の緑化・美化を進めるなど、県からも花とみどりの活用の積極的な推進が図られるよう働きかけてまいります。</p>	参考

パブリックコメント①

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
3	第1章 5 花とみどりの 効用	「道路沿道の街路樹や・・・」のところの「道路沿道の」の部分は不要では。道路緑化による効果の欄に「街路樹等の道路沿道のみどりは・・・」とあり、道路敷外の沿道のみどりとしての樹木の意味あいも含めているのでしょうか。場所にもよりますが、道路の景観形成にとって道路法面、沿道のみどりは重要と思います。	本計画では、道路法面も含む道路敷内を対象としていることから、「景観形成につながる効果」および「道路緑化による効果」についての記述を修正しました。	P4 反映
4	第2章 1 近年の社会情 勢	(4) 「グリーンインフラ」に関する取組 第三次国土形成計画（閣議決定）の文面は閣議決定本文と注釈を混合し、アレンジしている為、多様な機能の括弧書きの説明が省かれていて正確性に欠けると思います。又グリーンインフラとはどういうものなのか、具体的なことを示さないと自然環境が有する多様な機能という表現だけでは一般県民には理解できないのでは。	「グリーンインフラ」に関する取組が伝わりやすくなるよう、記述を修正するとともに、「グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題と取組例」についての図を追加し、具体的な内容を示しました。	P7-8 反映
5	第2章 1 近年の社会情 勢	最近の異常気象による降雨などに対して、生態系を活かした防災・減災対策（Eco-DRR）の取組も必要ではないのでしょうか。（P27道路空間のグリーン化に関連した項目として）	本計画では、花とみどりの活用の推進を図ることを目的としたグリーンインフラに関する取組を行います。その取組が、防災・減災対策（Eco-DRR）の取組にもつながると認識しています。	参考

パブリックコメント②

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
6	第2章 1 近年の社会情勢	<p>(3) 脱炭素、カーボンニュートラルの推進</p> <p>近年、太陽光発電のため里山伐採が行われている。これはCO2の吸着量が減るだけでなく、パネルの表面温度により直接的に空気が温められ気温上昇に直結する。雨水流出や山間部では法面崩壊なども考えられます。大規模な里山伐採による太陽光発電事業の許可について検討して頂きたい。パネルの製造、設置、メンテナンス、交換、廃棄、すべてでCO2が排出されます。太陽光発電事業者は事業であり環境のためではありません。CO2の吸着は貴重で重要です。脱炭素で検討してください。</p>	<p>条例は、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重の実現をめざしており、樹木の伐採等を規制によりコントロールすることを目的とした内容ではないため、本計画では、花とみどりの活用の推進に向け、県民及び事業者等の理解増進や気運醸成に取り組むこととしています。</p>	参考
7	第2章 2 県内の花とみどりの状況	<p>(1) 県民の意識・活動状況</p> <p>③切り花・園芸用品（園芸植物）の1世帯当たりの年間購入金額</p> <p>若年層の花の購入金額が低いとかなり強調されて書いてある。若年層が花を買わないのがいけないのでしょうか。いろいろな物価が高騰する中で、花を買う余裕はありません。若年層を悪者にするようなことを書かないでほしい。</p>	<p>若年層だけでなく、30代、40代の年間購入金額も低い傾向にあることから、表現を修正しました。本計画では、子どもたちを対象にした花壇づくり等の花育に取り組むとともに、花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や活用事例等に関する情報発信に取り組むことで、若い世代を含む多くの皆さんが、花とみどりにふれあい、花とみどりの効用に対する理解を深めることで、その活用に対する気運の醸成を図ってまいります。</p>	P11 反映

パブリックコメント③

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
8	第2章 2 県内の花とみどりの状況	<p>花とみどりは、2ページにおいて「観賞用の植物」、「街路樹等」と定義されている。</p> <p>9ページ（2）では熊野古道等の景観や、10ページ（3）では森林公園や自然公園について言及されているが、これらの場所にある森林等の緑は、元々自然に生えているもの（植林されたものもあるが観賞目的で植えたものではない。）であり、2ページの花とみどりの説明に該当するものではないと考えられる。</p> <p>基本的施策において、これらの場所についての取組に言及があるが、そもそも施策の対象とするのがおかしい。</p>	<p>条例では、「花とみどり」を「観賞用の植物」と「街路樹等」と定義しており、「街路樹等」は「街路樹その他良好な景観の形成に資する植物」としているため、各地域の景観の特性として掲載しています。</p> <p>また、森林公園や自然公園は、花とみどりを活用した取組を行う場所として重要な場所であると考えています。</p>	参考
9	第2章 2 県内の花とみどりの状況	<p>（4）街路樹の維持管理の現状</p> <p>とにかくブツ切りしない、という所からスタート。街路樹がブツ切りにされている現状について、理由のほとんどは近隣住民、店舗経営者からの苦情が原因であると思います。そのため清掃活動に協力金を交付するなどして自治体から街路樹管理に参加して街路樹への意識向上が必要であると思います。マネジメントのやり方次第では全ての街路樹は景観に配慮する道路に出来るとおもいます。</p> <p>その他に店舗建設後に「看板が見えないから街路樹を撤去」などの要望は受け入れてはいけません。論外</p>	<p>街路樹の機能をより効果的に発揮させるために「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、路線や地域の特性をふまえ、それぞれの道路で求められる機能に応じた適切な管理を行います。</p>	参考

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
10	第3章 取組の視点	多様な主体の連携協力の取組視点で条例第三条にもあるとおり、国との連携協力も必要では。	取組の視点「花とみどりでつなぐ」の説明において、連携・協働する主体として「国」を追記し、条例に定める内容と整合を図りました。 計画の推進にあたっては、国との連携・協働が必要であると考えておりますので、連携を促進できるよう、本県から働きかけを行ってまいります。	P20 反映
11	第3章 実現イメージ	令和6年度から令和9年度の期間に係る本計画については、「土台づくり」との位置付けですが、次期計画や将来計画のспан・スケジュール感が不透明であり、いつまでに条例が「めざす姿の実現」がなされるのかについて、示す必要があるのではないのでしょうか。	本計画は、令和6年度から令和9年度の4年間としており、4年ごとに見直しをする予定ですので、実現イメージの図へ追記しました。 4年間の目標を定めた計画を策定し、取組を進めた結果を検証し、次期計画へ反映するサイクルを重ねることで、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」をめざします。	P21 反映
12	第4章 基本的施策の展開	市町が主体となる場合と県が市町へ支援をする場合があると思われるので、県の欄も含め主体、支援、制度しくみありに分けた色塗りにした方が分かりやすいのでは。	条例では、県、国、市町、県民及び事業者等を主体としています。 このことから、各基本的施策の「取組ごとの主体と支援内容表」では、取組ごとの主体と、県民・事業者への支援内容の有無について記載しています。	参考

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
13	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	<p>(1) 街路樹等を生かした道路空間の魅力向上 取組2：道路のグリーン化</p> <p>降雨災害リスク軽減につなげるためとして雨水浸透柵の整備ができませんが、グリーンインフラの概念というより、これこそがEco-DRRではないのでしょうか。</p>	<p>雨水浸透柵の整備については、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）につながる効果もあります。まちなかの街路樹の整備の一環であることから、「道路のグリーン化」に分類し、取り組んでいくこととしています。</p>	参考
14	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	<p>街路樹の様々な機能に応じて維持管理を行う必要があるとありますが、維持にコストがかかるのであれば伐採してその後のコストを抑えればよいのではないのでしょうか。</p> <p>7月には四日市で街路樹に車が激突して小さな子供が亡くなる事故もありました。</p> <p>街路樹の維持よりも、道路の白線を引き直したり、道路の凸凹を直したりするなど、安全な道路環境のために労力とコストを割いていただきたいです。</p> <p>条例のパブリックコメントにもこのような意見を出しましたが、特別委員会では全く議論がされませんでした。ほかにも否定的な意見は出ていたと思いますが、全然議論がされていません。県民の意見として申し上げたのに全く議論がされないのであれば、何のためにパブリックコメントをしているのか、県議会の皆さんの姿勢に疑問を感じます。</p>	<p>街路樹には、さまざまな機能があり、道路施設の一部として、その機能を果たしているところです。そのうちの一つには、歩行者を物理的・心理的に車から守るという機能もあります。</p> <p>道路の維持管理の一部として、白線や凸凹と同じく安全な道路管理に努めてまいります。</p>	参考

パブリックコメント⑥

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
15	第4章 基本的施策3 (社会福祉施設)	県立病院等における取組はありますが、社会福祉施設が主でその取組はないのでしょうか。（条例第十一条では「社会福祉施設その他・・・施設」で病院とは書かれていません）	本計画における「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設のほか、その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設として、医療施設や学校等も含まれています。 また、社会福祉施設については、花とみどりを契機とした交流促進や施設の緑化推進につながるよう、施設における花壇の設置・植栽等の活用事例の情報提供に取り組めます。	参考
16	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	花とみどりの文化振興については、学校教育の場でもっと多く自然やみどりの大切さを教えてあげてほしいと思います。環境に無知な世代が作った現状、若い世代には欠かせない教育であり繰り返してはなりません。今後最も大切な教育の一つだと思います。すべての人が関心をもつように。	学校教育において花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動は重要であると認識しており、本計画においても基本的施策5で学校における花育の取組や、花とみどりを活用した教育、花とみどりを活用した教育活動への支援等に取り組めます。	参考
17	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	(2) 花とみどりに関する文化の紹介 取組1：街路樹に親しむためのPR 県内の美しい並木道について情報発信をしますが、それだけで効果があるのでしょうか。そもそも街路樹文化が何か分からないという意見を、条例のパブリックコメントで出していましたが、これも議論がされていません。何のためのパブリックコメントなのでしょうか。	条例では、「街路樹文化」を「街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産」と考えています。 街路樹には良好な景観の形成以外にもさまざまな効用があるため、それらも含めて街路樹PRを行うことで、街路樹に親しみを感じていただけるようにしていきます。	P41 反映

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
18	第4章 基本的施策7 (人材育成等)	<p>(1) 人材の育成・確保 取組2：県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得</p> <p>国家資格取得は人材選定時には有利であることは確かですが、企業にとってもプラスですが、実際に農業、建設業への就職はほとんどありません。そもそも学校受験の段階で将来農業や建設業に携わりたいと思っていない。農業、建設業を目指している人を優先させ、学力だけの判断で可否を決定してはいけないと思います。それが農業、建設業の発展や人材不足解消にもつながるのではないのでしょうか。専門的な学校なため求人が多いという理由で入学がほとんど。資格取得も有効利用できていないと思います。就職後も資格に対する手当が不十分や手当がない企業もあるのではないかと。職員の人材育成も早急に進めてください。街路樹についてですが、不適切な剪定がなされていても指摘が出来ない、良い悪いの判断が出来ないでは監督員は務まりません。検査員についても同様です。</p>	<p>花とみどりの活用の推進に寄与する人材を育成することは重要であると認識しています。本計画においても、花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者等、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の確保、技術力向上支援、経営指導に取り組みます。</p> <p>県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、その特性等に応じて適切な維持管理を行います。そのために必要な知識・技術の習得や職員の資質向上に努めます。</p>	参考

パブリックコメント⑧

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
19	第5章 3 各主体の役割	<p>県内の生産者です。 花みどりの条例ができて、県内で生産する花とみどりを活用すると書いてあったので、期待していました。県庁舎における緑化や植栽の推進とありますが、維持管理がまず書いてあり、あまり積極的に使っていただけるように思えません。県産のものを使っていたとしても分かりません。（62ページに少しだけ書いてありますが本気度が感じられません。） 県の施設や道路でどれぐらい県産のものを使っていたかを書いていただけないでしょうか。</p>	<p>条例第6条において、県産花きの活用に努めることとなっておりますので、県の施設や道路において、県産の花とみどりの活用をより一層進めるため、県の各部署が連携して取り組んでまいります。 また、本計画では、県だけでなく、市町、県民及び事業者においても、花と県産花きを含めた花とみどりを活用する文化が醸成されるよう気運醸成を図ってまいります。</p>	参考
20	第5章 3 各主体の役割	<p>（2）市町の役割</p> <p>県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に取り組めますとか、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めますとかになっていますが、条例第八条では「市町に対し・・・活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする」となっています。整合しているのでしょうか。</p>	<p>市町の役割についての記述を修正し、条例に定める内容と整合を図りました。</p>	P73 反映

パブリックコメント⑨

市町からの意見（令和5年10月11日～令和5年10月25日）素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	第4章 基本的施策の展開	花とみどりの三重づくり条例において県と市町との協働が位置づけられている中で、基本計画における施策に市町の役割が少ない。本市においても、アダプトプログラムによる地域住民と連携した公園・街路等の緑化・花壇管理等を行っており、他市町においても関連する様々な取組が進められているものと推察される。条例の具現化に当たっては、こうした各市町における取組状況を把握するとともに、これらの取組と連携しながら進めていくことが重要である。	本計画では、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等と連携・協働し、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むこととしています。今後、市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、活動を行う中で、各市町の状況を把握し、計画の見直しの際には、施策に反映してまいります。	P72 反映
2	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	街路樹については、財政状況から毎年すべての街路樹に手を入れることは不可能な状態です。通行の支障であったり、枝や根が民地へ越境している樹木が多く、毎年沢山の苦情があり対応に苦慮しています。市が十分管理できていないことから、街路樹を根元から伐採するよう求められることが多々あります。このような中で、本市としては基本計画の管理目標樹形にあるようなエリア一体で樹形や大きさ・高さを整えて主に景観に主眼を置いた管理方法は困難であります。	街路樹の維持管理について、苦慮していることは県も同様です。管理目標樹形は、一帯全ての樹木を同じ形にすることを最終目的とするのではなく、建築限界や官民境界にも配慮しつつ、樹木が健全に育つよう適切な維持管理をし、成長すべき方向に樹形を導いていくためのものであり、これにより越境等も未然に防ぐことができるようになるものと考えます。今後、県の取組について情報共有してまいります。	参考
3	第5章 3 各主体の役割	(2) 市町の役割 市が取り組むこととして記述されているが、県の計画であることから、例えば「市が取り組むことを支援する」「市が取り組むことが望ましい」等の記述とすべきである。	市町の役割についての記述を修正し、条例に定める内容と整合を図りました。	P73 反映

市町からの意見

第1回花とみどりの三重づくり推進会議（11月13日開催）
における最終案に対する意見への対応一覧

第1回花とみどりの三重づくり推進会議（令和5年11月13日） 最終案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	第4章 基本的施策の展開	各基本的施策の項目にある「取組ごとの主体と支援内容」の表には、市町から県民・事業者への支援内容は表現されていないとの認識で良いか。	条例では、県、国、市町、県民及び事業者等を主体としています。 各基本的施策の「取組ごとの主体と支援内容表」では、取組ごとの主体と、県から県民・事業者への支援内容のみを記載しています。	参考
2	第4章 基本的施策の展開	「取組ごとの主体と支援内容」に関して、現時点で支援がなくても県民・事業者の支援内容に「●」が記載されていれば、今後取組を検討する際の根拠となるのではないか。	支援内容を整理したことで、支援内容の有無が明確になりました。支援内容の一覧表を、今後の取組検討時の参考とし、計画の見直しの際に、新たな支援内容が明確になりましたら反映してまいります。	参考
3	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	街路樹に関して、パブリックコメントでは厳しい意見を頂いているが、街路樹を含むみどりを大切にす方向性を示せればと思う。 また、各基本的施策について、最終的にめざす姿や、街路樹であれば機能を発揮した場合の効用等を記載してはどうか。	条例では、「街路樹文化」を「街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産」と考えています。 街路樹には良好な景観の形成以外にもさまざまな効用があるため、それらも含めて街路樹PRを行うことで、街路樹に親しみを感じていただけるようにしていきます。	P41 反映
4	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	資料3の番号7に関して、業界としても若い方に花を活用頂きたいと考えている。「若い方々にも魅力ある花を作る」「若い方々も花を買いやすい環境を作る」といった内容をパブリックコメントの対応へ加筆してはどうか。	子どもたちを対象にした花壇づくり等の花育に取り組むとともに、花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や活用事例等に関する情報発信に取り組むことで、若い世代を含む多くの皆さんが、花とみどりにふれあい、花とみどりの効用に対する理解を深めることで、その活用に対する気運の醸成を図ってまいりますので、パブリックコメントへ追記しました。	パブリック コメント 意見⑦の回 答へ反映

第1回花とみどりの三重づくり推進会議①

第1回花とみどりの三重づくり推進会議（令和5年11月13日） 最終案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
5	第5章 1 目標の設定	第5章の「取組の視点」ごとの目標設定数をみると「知る」が7項目、「魅せる」が5項目、「つなぐ」が2項目となっている。一方で、第4章の「取組の視点」に紐づく基本的施策は、例えば「つなぐ」には5項目が紐付いており、目標設定と数が合わない。目標設定と基本的施策に対応関係があるのであれば、教えて欲しい。	取組の視点ごとの目標設定数と取組の視点に紐づく基本的施策数に相関関係はありません。目標によっては、複数の視点に関連するものもありますが、再掲を省略しています。	参考
6	第5章 2 計画の推進体制	この計画は、県民の方に花とみどりをいかに意識付けできるかが重要である。そうした観点から、市民活動団体やボランティア団体の方の意見は大切であるので、委員として参加いただいてはどうか。 また、いなべ市の旧藤原町では、デイサービス事業で花を栽培して、学校や福祉施設の花壇に寄付をする活動をしており、種子費用などは自治体から提供頂いた。高齢者の生きがいづくりにも繋がる。こうした経験から、ボランティアなどの育成は重要であると感じた。	本計画では、県民に花とみどりの意義を改めて認識いただくことが重要であることから、気運醸成に注力して取り組むこととしています。 取組の推進にあたっては、実際に地域で活動しているボランティア団体の方とも連携・協働していく大切であると認識しておりますので、さまざまな場を活用しながら現場の意見をお聞きできればと考えています。 また、いなべ市の旧藤原町の取組も含め、現に市町で行われている取組事例を収集し、情報発信を行うとともに、それを水平展開できるようにしていきたいと考えています。	参考
7	第5章 3 各主体の役割	（2）市町の役割 市町への意見照会では「市町の役割」について、「書きすぎ」といった趣旨の意見と、「書き足りない」といった趣旨の意見が出ている。現在の対応方針は、そのどちらの趣旨にも対応できるとの認識で良いか。	「市町の役割」については、まずは条例に定める内容と整合を図ったうえで、各意見の趣旨をふまえて記述を修正しています。	P73 反映済
8	第5章 3 各主体の役割	【各主体の連携・協働イメージ】 P66の図において、推進会議が三重県に報告するとあるが、これは何を報告するのか。	県と推進会議の関係についての記述を修正し、条例に定める内容と整合を図りました。	P74 反映